

本日の会議に付した事件

令和5年第2回山元町議会定例会（第2日目）

令和5年6月6日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、7番竹内和彦君、8番遠藤龍之君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、山元町議会先例94番により40分以内とし、同96番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、通告外にわたらないよう注意してください。また、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（岩佐哲也君）11番菊地康彦君の質問を許します。菊地康彦君、登壇願います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。11番菊地康彦です。令和5年第2回山元町議会定例会におきまして大綱1件、細目6件の一般質問を行います。

大綱1、今後のまちづくりについてですが、東日本大震災からはや12年、我が町は未曾有の被害を受け、復旧・復興に邁進してまいりました。

そんな中、平成29年4月1日、人口減少等からの理由により過疎地域に指定され、町は過疎からの脱却を目指し、人口減少対策やにぎわいの創出等の施策を行ってきました。しかし、近年、その方向性や施策が見えなくなってきました。また、震災からの復旧・復興後を見据え、丘通り地区や、優先順位から置き去りにされた施策についても、何年か前から方向転換を言われてきました。

その観点から、以下の質問を行います。

細目1、過疎からの脱却のため、今後の方向性をどのように考え、どう過疎債を活用していくのか。

震災から12年が経過し、住民の方の生活は落ち着きが出ています。津波防災区域の見直しは今後の生活を大きくいたします。また、東日本大震災級の大地震の発生が予想もされております。

そんな中、さらなる防災策の検討を今からしなければならぬと思うことから、細目2、津波防災区域1種、2種に居住の方々への対応をどのように考えているのか。

昨年、令和4年第4回定例会において、東街道の危険性を訴え、前町長からは計画的な整備を行うと回答を得ていますが、その後の対策について不明であることから、細目3、東街道の安全対策についてどのような考えを持って計画をしているのか。

これも以前に質問していることではありますが、高齢者施策については健康寿命を延ばすことが大切であり、そのためにはスポーツを取り入れることが重要と回答がありました。

その後の施策が見えないことから、細目4、高齢者へのスポーツ施策に対して、どのような対策と考えを持っているのか。

スポーツ少年団の活動は、町の施設や学校の施設を活用しておりますが、どちらの施設を活用しても、不備や、常時活用できない状態が続いています。スポーツをいつでも自由に楽しめる環境を求めることから、細目5、スポーツ少年団の活性化や子供たちが楽しめるスポーツの推進をどのように考え、計画しているのか。

過疎対策として人口減少への対策も必須と思われませんが、これまでの新規就農施策と併せた定住推進が停滞しているように思われることから、細目6、就農支援と定住促進の施策についてどのように考え、計画をしているのか。

以上、町長、教育長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（岩佐哲也君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。皆さん、おはようございます。菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、今後のまちづくりについての1点目、過疎からの脱却のため、今後の方向性の考えと過疎債の活用についてですが、町では、第6次総合計画に掲げる諸施策などを基本に、総合的かつ着実に各種事業に取り組み、誰もが住みたくなるような魅力的なまちづくりを進めてきたところであります。

過疎からの早期の脱却については、現状では非常に難しい課題と捉えているところではありますが、交流人口や定住人口の増加、産業やコミュニティーの再生など、地域の活力創造に資する施策に粘り強く取り組むことで、将来的には過疎からの脱却につながり得るものと考えております。

また、過疎債につきましては、充当率が100パーセント、交付税措置として70パーセントが還元されるため、手厚い財政支援が受けられる非常に有利な地方債であります。用途についても、インフラ整備に加え、観光レクリエーション施設や集落整備のための施設等に充てられるほか、過疎地域の持続的発展に資するソフト事業にも活用することが可能であることから、各種施策を具現化する際には、効果的かつ積極的に活用すべき財源であると認識しております。

一方で、過疎債も地方債、つまり町の借金であることに変わりはありませんので、発行に当たっては、毎年度作成することとした中期財政見通しを参考に、今後の公債費等を見極めた上で慎重に判断してまいりたいと思います。

次に、2点目、津波防災区域1種、2種に居住の方々への今後の対応についてですが、町といたしましては、命を守る行動を取ることが最優先であると考えており、昨年5月10日に県から公表された津波浸水想定に準じた防災計画の見直しなどを進めておりま

す。

本町は、津波からの減災対策として、多重防御施設によって避難時間等を確保することとしておりますが、津波防災区域の1種の防御施設は一線堤のみとなるため、大津波警報等が発表された場合には迅速な避難行動が必要になり、また2種においても、2線堤となる県道相馬互理線が整備されているものの、やはり迅速な避難行動が必要になるため、1種、2種ともに、さらなる防災への意識づけが必要になるものと考えております。

なお、津波防災区域については、常々見直しを検討したいと考えてきておりましたが、現状では、県における津波災害危険区域、イエローゾーン、津波災害特別警戒区域、オレンジゾーンが未指定でありますので、引き続き県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、3点目、東街道の安全対策計画についてですが、町道整備の安全対策における基本的な考え方として、第6次山元町総合計画の基本計画に掲げる交通安全施設等の整備において、町が管理する道路においては、歩道やカーブミラーの設置等、交通安全施設の整備を推進するとの基本方向を定めており、これまで山下小学校前から作田山団地を結ぶ山下浅生原線などで、歩道整備を中心に交通安全施設等の整備を実施してきております。

東街道線については、中央南北方向に縦断する全長約9.5キロメートルの広域幹線道路であり、本町の道路ネットワーク構築に重要な路線でもあります。また、小中学校の通学路として位置づけている区間もあることから、現在は、その区間のうち、深山山麓少年の森から山寺生活センター北側までの約350メートル区間で歩道整備が完了している状況であります。引き続き、山寺生活センター北側から町道鷲足線交差点までを結ぶ約900メートル区間の歩道延伸を行うため、国の交付金制度を活用する準備を継続的に行うとともに、今後も歩道の整備など、安全対策について計画的に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、6点目、就農支援と定住促進を合わせた施策についてですが、人口減少対策における定住人口を維持、増加させるための1つの施策として、本町の地域資源を活用した農業による定住促進施策は大変有効なものと考えております。現在、町では新規就農者の初期投資費用を支援する頑張る新人農家支援事業や、農地のあっせん、住宅確保のための移住定住支援事業など、町独自事業により本町での新生活を強力にサポートする支援体制を整えております。

町といたしましては、今後もこれらの取組を検証しながら、農業がなりわいとして成り立ち、魅力のある就農しやすい環境を整え、生活面のサポートなど、本町の定住につながる施策となるよう、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、(4)、(5)について、教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、今後のまちづくりについての4点目、高齢者へのスポーツ施策の考え等についてですが、本町の高齢化率は、昨年3月末現在、41.6パーセントと、県内で3番目に高い高齢化率となっております。高齢者へのスポーツ施策は、健康増進や介護予防、生きがいつくりといった観点からも重要な役割を担うものと認識しております。

そのような中で、本町における高齢者の中では、ソフトボールやパークゴルフ、ボッチャ等が盛んに行われており、スポーツに関心を持ち元気に汗を流している高齢者の方が多いのも現状であります。

これまでの町としての支援や取組といたしましては、ソフトボール等、活動場所の整備や、スポーツ推進委員による出前教室、大会等における交通手段として公用バスや町民バスの貸出し等を行っており、引き続きスポーツ協会やスポーツ推進委員等と協働の上、高齢者のスポーツ施策の取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目、スポーツ少年団の活性化や子供たちが楽しめるスポーツの推進についてですが、スポーツ少年団の活性化につきましては、昨年の第3回議会定例会の一般質問でお答えいたしましたとおり、活性化につながる取組の1つとして、団員の加入促進が図られるよう、昨年10月の広報やまもとに、スポーツ少年団に関する特集記事を掲載するとともに、加入促進チラシを公共施設に掲示したところであります。今後も引き続き、スポーツ少年団の活性化に向けて取り組んでまいります。

また、子供たちが楽しめるスポーツの推進につきましては、今後、単位スポーツ少年団等に協力を仰ぎ、子供向けのスポーツイベントを開催するなど、スポーツの楽しさや魅力が子供たちに伝わるような新たな取組を検討してまいりたいと考えております。引き続き、本町の子供たちがスポーツに親しみ、健康で豊かな心を育むことができるよう、関係団体などと連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君） 11番菊地康彦君の再質問を許します。

11番（菊地康彦君） はい、議長。それでは、再質問いたしたいと思っております。

まず、細目1の過疎からの脱却等についてですね、お伺いしたいと思っております。今、回答いただいたわけですがけれども、回答、昨日見てちょっとはつきりした回答といえますか、具体性がちょっとなかったもので、その辺をちょっとまず確認をさせていただきたい。

まず、過疎からの早期脱却についてですね、これは難しい課題ということですが、この地域の活力創造に資する施策等ですね、コミュニティーの再生だったり、人口増加、これについてですね、具体的な施策が、を計画しているのであれば、お聞かせ願いたいと思っております。

町長（橋元伸一君） はい、議長。過疎からの脱却ということは、今一番、山元町に限らずですが、全国で問題になっている人口減少、山元町が過疎の町と指定されたのも、その人口減少ということで、まずは人を増やすといえますか、定住を促進を図ると。そういうことで今、その過疎の脱却イコールまちづくりなのかなというふうに私は見ていまして、どちらも並行してといえますか、進めていかななくてはいけないので、結局やっぱり人を増やすということは町も活性化しますし、ただ、ここに書いた、簡単ではないと、難しいというふうに書いたのは、書いたというか、答えたのはですね、大都会のようにですね、山を1つ崩してそこに500戸なり1,000戸の住宅を誘致するとか、そういうふうな施策がそう簡単に山元町にできるわけではありませぬので、人口を増やすといってもですね、毎年少しずつ着実に確実に進めていかななくてはならないのかなというふうに私は考えておまして、そういう中で、今やっている施策が今のところですね、町としてといえますか、私として、限られた中での1つの方向なのかなと。で、今それをですね、ここ1年かけていろいろ精査もしているところもありますので、そういう部分で足

りないところをですね、今後補っていかなくてはいけない。

今議員言われたようにですね、ちょっと漠然としていて具体的なところが見えないというふうに言われたわけですが、その具体的なまだ策として、さらなる部分でこういうところをやりましょう、ああいうところもやりましょうという結論にまではまだ至っていないというところであります。

11番（菊地康彦君）はい、議長。先ほど申したようにですね、平成29年からということですから、結構な期間が過ぎておまして、その間も過疎からの脱却ということで、これまでもですね、議員各位が質問をしてきているわけですが、その中で、この山元町の過疎地域持続的発展計画というのも出ておまして、これも見るだけで本当に大変だろうなど、こんなに項目があつて、これをやるっていうのは本当に大変だなど。ただ、やっぱり何かから手をかけるとすると、さっき町長が言ったように人口をですね、まず増やすことが実は喫緊の課題かなというふうに思うんですけども、ただ、やはりこれまでの経過を見るとですね、やはりある程度目標を1つでも2つでもこう、クリアしていかないといけないのかなという点からですね、この辺の脱却をいつ頃まで、まず人口減少だけでもですね、大変なことですけど、どの辺をめどにですね、持っているのちよっとお伺いしたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたようにですね、この人口を立て直すというのはですね、どこまでのめどといいますか、もう今できることをできるだけ一生懸命やるしかないかと。ですから、29年に指定をされまして、これまでいろんな策を講じて交流人口100万人というふうなことで進めてきたのも、そこにあります。交流人口、関係人口を増やし、そしてその中から1人でも多く定住していただける方をということですね。

あと、それからですね、まちおこし協力隊、そういうことも含めて、今後今進めていこうと思って、今年度本格的にですね、取り組み始めたところでもありますけれども、はっきり言って本当に5年後とか10年後とか20年後、今の段階ではまだまだ、どんどん人口が減っていってしまうという推計がなされていますので、それをどうやってその流出を止めて、人口減を止めて、増やしていくかと。ですから、増やしていくことを考えないと、今の現状を維持できないのかなと思っていますので、とにかく今ある、できることの中で進めていきたいと。

それで、過疎については、この中でも脱却のために過疎債というのも出ていますけれども、これまでもですね、過疎債を使っていろいろな施策を講じてきています。ただ、70パーセントの交付率で30パーセントは借金になります。その積み重ねも町に公債費としてだんだんこう、積み重なっていきますので、その辺も勘案しながらですね、今後進めていきたいというふうに思います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今町長のほうから過疎債ということも出てきましたが、将来的にですね、この過疎からの脱却に時間が、年月がですね、要するような雰囲気でもありますので、その間、その過疎債というのも活用できるというようなことにもつながってくるわけですが、今年ですね、当初予算におきまして、やはり予算の編成も苦しかったかと思うんですけども、この過疎から脱却するためには、今30パーセントが借金だということなんですが、一般財源だけでこの脱却というのは可能かどうか、その辺はどうなんでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。一般財源だけで可能か可能でないかというふうな表現で言いますと、もし過疎債という制度がなければ一般財源だけでやらなくてははいけません。ただ、その過疎からの脱却、国がですね、そのために、70パーセント補填してあげるから、できるだけこう、頑張ってくださいというふうなことで制度を設けていただいていますので、ここはですね、むやみやたらに過疎債を連発するわけではなくて、やらなくてはいけないと思ったときにはできるだけその過疎債を活用できるような形で、町の負担を減らして進めていければというふうに考えております。

ですから、積極的に過疎債はですね、やらなければいけないという事業に対しては積極的に活用していったいいと私は思っております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。そうですね、過疎債の考え方としては、3割は借金だということなんですが、逆から言えば、一般財源を7割減らして事業を進められるということにもつながってくると思うので、この辺はやっぱり見極めだったり、そういう検討が必要というのは十分分かりました。当然ですね、この過疎から脱却するためには、小さいことから大切だと思うんですけど、やはり大きくっていいですか、思い切った施策、これも1つの手段じゃないかと。だから、過疎債を使った政策においてですね、人口を、減少を食い止めるなり、定住移住を促進するなり、そういった思い切った政策がないから、その、見えないんじゃないかなというふうに思うわけですけども、この辺は何か計画とかあれば、まあちょっと金が足りなくてできないかなというふうなものがあるとすればですね、お聞かせ願いたいと思うんですけども。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。その過疎からの脱却のためというかですね、その1つの起爆剤にはなるかと思っているのは、やっぱり坂元中学校跡地の利活用だと。それは、あとはやっぱりその地域の活性化にもつながりますし、そこの地域の人口を増やす、町の人口を増やす、そしてその活性化も、それでせつかくその交流人口の支えとなっている、夢いちごの郷も近くにありますので、そういうことも見据えてですね、進めていければというふうに今思っているところであります。

坂元地区に限らずですけどもね、町全体を見て今後、どの地区でどういうこととかですね、あと今後、あの学校のこともありますし、そういうこともありますので、いろんなことでそれをですね、いかに町の活性化につなげていくかというところが大きな問題かなと。今は1つの大きな事業を何か立ち上げるというよりも、やらなくてはいけないことの積み重ねが結構ありまして、そういうところをいかにその町の活性化につなげていって、その過疎の脱却につなげていくかというところで今、こちらのほうでは計画をしているところであります。

11番（菊地康彦君）はい、議長。坂元地域においてではですね、旧坂中ともありますが、以前からもお話があったように、私は観光イチゴ園だったり、やはり茶室の復旧だけじゃなくて、そこで観光のめどにしたですね、施策といったものも、私はずばっとやるべきじゃないかなというふうに思うわけです。そういった点が人口減少とか交流人口とか、そういったものも生みますし、町のそういった文化財だったり、それから基幹産業の農業の振興だったり、そういったものにも反映していくと思いますので、やはりここは大きなですね、計画も組みながらやっていただきたいなというふうには思うわけですが、そのほかにですね、その過疎からの脱却にも関わってきますが、その細目2に移らせていただきます。

津波防災区域の1種、2種の方の今後への対応ということで、やはりこの方々もやっぱり同じ町民でありますし、この町に住んでいただいて、永住といたしますかね、外に出ることなくこの地域で暮らしていただきたいと思っておりますし、現にそちらで元気いっぱい、キャンプ場をやったり、パン屋さんをやったりして、地域おこしを自分独自でやられてる方もいるわけですが、そういった方々をやはり守っていくためにも、やはり安心して住んでいただくような施策が必要なんじゃないかなと思うんですけど、回答を見ますと、確かに逃げるということが一番大切なことでもありますけど、やはり私も町長も津波を経験して全てを流したほうなので、やはり財産もここで流すと、ようやく生活が落ち着いた中で、高齢者もおります。その方が今後、万が一、地震・津波に遭ったときにですね、住宅再建ということが難しい方もおられるような気がします。そうしたときにはですね、この逃げる、逃げないだけじゃなくて、やはりしっかりしたこの防災対策、避難訓練等も必要なんですけど、そういった点は考えるっていうようなことはないんでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。1種区域、2種区域については、議員もご承知のとおりですね、基本として1種区域というのは、建築制限の中でもう住家が建てられないと。それで、会社なり、そういう施設ということで、私もですね、皆さんご存じのとおり、私は2種と3種の境目に住んでおります。もう常に毎日、朝から晩までその1種、2種の区域を見ながら生活しておりますので、その1種、2種に暮らしている方たちの大変さというのは自分でも分かっているつもりです。

それで、やはりその人たちが、今議員が言ったようにですね、安心して暮らせると、安心して暮らすためには何が、やはりその安全というのは当たり前の話ですけども、どうやってその安心を与えるかということ。それで、やっぱり今議員が言ったように、いろんな施策はあると思います。私もあそこがこうできたら、ああできたらという、いろんなことが出てきます。

ただですね、どうしても震災後に、土地のですね、復興事業の中で土地の利活用が制限されてしまう部分もありまして、ですから、まだそして換地がまだすっかり終わっていないという部分もあってですね、まずはその換地が終わって、沿岸部の土地の形がすっかり出来上がった時点で、今度はそれをですね、国からの制限の中でどうやって土地の利活用をしていくかっていうのが、これからの多分一番大きな問題だと私は思っていますので、そうやって沿岸部にもですね、にぎわいが出てくれば、住んでいる人も安心するのかなというふうに思います。

ですから、先ほど議員がおっしゃった方、その一生懸命やっている方ですね、そういう方もその沿岸部地区にですね、元気を与えるような人を呼び込むようなことを自分でやっていただいているということなので、そういうところは私も毎日見えていますので、今後もですね、沿岸部は沿岸部でそうやって手をかけていかなくはない部分はいっぱい出てきますので、その辺はもう心して考えていきたいというふうには思っております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、まだ具体的なものはまだ出ていないということなんでしょうね。まあ、その部分、個人でこう、交流人口とかですね、やられている方もいます。これは継続していくのも1つなのかなと思うんですけど、町としてはその方に対しての何らの支援とか、個人でやられているから余計なことしないでくれということ

もあるかと思いますが、やっぱり安全性を確保するための町の支援、そういったものは考えているのでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。具体的にね、あれとかこれとかということではなくて、先ほども言いました、議員も分かっているとおりですね、やっぱり個人で支援のできる部分ってどこまでというのがありますので、できる限りのですね、支援はしていきたいというふうに思います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。それで、日本全国がですね、いろんな今、地震が発生していて、この地域も大地震、大津波が予想されています。それで、四国、高知では避難タワーを設置しております。約6基と、県では6基っていうふうな情報しか私は聞いていないのですが、約6億幾らと、多分1基1億幾らかの金額になるかと思うんですけども、そうなるんですね、やはり交流人口も増えてくる、その住民の人たちもやはりある程度の人数があつて、避難ができない方も中には出てくるんじゃないか、そういう体制も区では取っているかと思うんですけども、そういった避難タワーといったものは考えてはいるのでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。昨年ですね、5月の県の津波、新たなシミュレーションの中で、その後ですね、沿岸部が特定の指定を受けました。それによって、ある計画をつくって出せばですね、その避難タワーとかそういうものに関しては補助が出るという制度もありますので、一応まだですが、今議員がおっしゃったようにですね、震災後にそこはもう今後、住宅は建てられませんかという場所に十数件の家が残っていますので、そこに私は1つ避難タワーがあつてもいいのかなというふうには考えております。

ただ、それをまだですね、現実的に造るかどうかというふうなところまではまだこう、机の上にはまだ乗せていないと。ただ自分の中ではそれもちよつと考えてはおりました。

11番（菊地康彦君）はい、議長。最近の避難タワーは上に300人ぐらい避難できて、そこで住居を構えるっていうかね、屋内に入ることもできるし、トイレもできるし、あと備蓄品なんかも置いて、緊急時はかなり有効なことで、仙台市なんかもそういった、当初から造ってはいますけれども、仙台市も新たにですね、いろんな方向性、そういったものも出しているようですし、ぜひですね、人をですね、見た場合に、過疎からの人口減少とかそういったものも踏まえた場合にですね、ぜひ有効な手段だと思っております。

ただ、私の極論は、できましたら使える予算があるのであれば、安心なところに移転させていただきたい。これはずっと私が言っていることで、自分の土地、うちに多分愛着があつたり、そういうものはあると思うんですけど、やはりそういったものも排除してできない場合でも、最後には、3種でもどこか、集団で移転できるような施策をですね、さっき言った思い切った政策、誰も考えつかないような、町長しか考えないような施策ね、こういったものを出すと、これも大きな手だてになるんじゃないかと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。いろいろな、何ていうんですかね、すれ違いがあつてこのような形で、その1種区域に残ってしまった方たちもおります。そこでですね、その1件1件、全員をですね、じゃあどのぐらいの補償、結局、その一部の補償なのか、全額補償なのか、なかなかやっぱり、一度再建した方たち、被災した方たちであり、経済的にそんなに楽ではありませんので、ここでですね、さらに手出しをして、じゃあどっかにとっても、なかなか難しいのかなというふうには思っていますので、それで結局残った

方たちというのは、まあいろんな事情があつて残つたとは思いますが、そこに対する愛着、議員が言ったようにですね、そういうのもありますので、その辺はですね、慎重に進めなくてはいけないのかなど。

それで、震災のときにですね、いろんな形で被災した人たちにその支援、町として、国としてやったわけですけども、そのやっぱり公平性というのもありますし、いろんなことがありますので、その辺はしっかりと考えてですね、進めていきたいというふうに思います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。私個人の考えとしては、なかなか個人的にね、というのは大変なのは分かっていますので、やっぱりシェアハウスとかではなくても、集団で住めるようなね、大きい建物に、そういうところに入らせていただくとか、あとは農家をやっている方もいますから、そういう方はちょっと自分のうちというのにも必要なんだと思うんですけど、そういった部分での支援の在り方とかを考えて、蓋を開けてですね、考えると、これから高齢社会に向け、今も高齢社会ですけども、独り住まいの方もいたりすれば、みんなで生活できて安心して、サイレンが鳴っても逃げなくていいようなね、そういうようなところがですね、構築できればいいなというふうに個人的に思っているところがあります。

それでは、3点目の東街道についてのほうに移らせていただきます。まだ時間大丈夫ですね。

前町長とはいえ、議会の場ですね、昨年の3月の一般質問で、東街道の各町内ですね、安全対策を計画的にやるというような返答がありましたが、当初予算にですね、それが載ってこなかったんですけども、担当課長、今はね、変わってしまったんですけども、予算ではちょっと却下を食らったということでありました。

それで、なぜその、まあ中にはね、その優先順位って言われていますけども、この間、今年になってから東街道の鷺足交差点でまた自動車同士の衝突事故がありまして、柱1本折れるくらいですね、いまだにまだブルーシートが取れない状況の事故も起きています。それで、鷺足の子供たちも山寺の東街道を帰っていくわけですけども、車同士が擦れ違ふともう、子供たちは畑か用水路に逃げるしかないくらいの幅です。車1台ぐらいいがね、片側の車線だけ通っているんだったら全然問題ないでしょうけど、やはり擦れ違ふときなんかはもう全然余地もなく、閉会中の調査でも、学務課のほうでも危険性は重々認識して、小学校もそこを危険なところと認識しておったためにですね、要望しておったわけですけども、この辺はどのような観点から、その計画に入らなかったのかを確認したいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。東街道についてはですね、私も本当に重要な路線だというのは認識しております。というのは、多分議員も今、質問の中では出てきませんでしたが、私も被災者としてね、その震災のときに何か有事の際にですね、6号線の迂回路として東街道というのはやはり使われています。それで、震災のときもそのような形でした。

ですから、そういうことも含めれば、東街道の整備というのは本当にできるだけ早くきちっとした形でやらなくてはいけない。それで、亘理町のほうに行きますと、亘理町のほうはきれいに本当に道路を広くして歩道もついていますので、山元町側はですね、できるだけ早くやりたいというふうには思っているんですが、そっちこち部分部分でですね、いろんなやっぱり予算の面もありまして、多分これまでがそうだったと思うん

ですが、それで少しずつ少しずつと計画を立ててということで回答させていただいたと思うんですが、できればきちっとした形で計画を、本当に計画をつくってですね、この9.5キロ、先ほども回答で言いましたようにですね、今後はその通学路とか、そういう部分をまず重点的に、できるところから拡幅しようというふうには考えておるんですけれども、今年はちょっと事情によって予算、そこの部分にですね、それが入っていなかったというふうな形ですが、一応予定はですね、予定といいますか、今後の予定としては、先ほど議員が言ったように、その驚足の交差点までの約900メートルの間のところをまず進めたいと思っております、それに対する、国に対する要望なりなんなり、補助ですね、をちょっと今確認をしていると。したりしてやっていこうというふうに考えているところであります。

ただ、私としてはですね、できれば9.5キロ、一気にこう、全部やるのにどのぐらいかかって、それでその分どんな形でできるのかと1回こう、計算を出してみたいなというふうに思っていますので、それを今後やっていきたい、いければというふうに考えております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。これはまさに急務だと思います。以前にもですね、町長が優先順位と、あと各行政からの要望とか、の判断する材料にもやはり優先順位とかね、そういった部分を挙げておりましたけれども、やはりこの子供が主役とかね、子供というふうにおっしゃっている上には何か、そのこういった部分にお金のかけ方がちょっと足りないんじゃないかなと私は思ったものですから、それと先ほど申し上げましたとおり、こういう部分こそ国の交付金も必要なんでしょうけども、どんどん要望して、過疎債といったものをね、使って、過疎計画の中にも東街道っていうものも入っているわけですよ。やっぱりそこは、やはり優先順位は上げていただかないと、やはり今後、どういこうところが優先順位が上なのかというのが見えなくなってくるので、ぜひこういう場所もあるということですね、念頭に置いて執行していただければというふうに思います。

それでは、教育長なので後からにして、就農ですね、6番目の、6点目の就農支援と定住促進ということに移りたいと思います。

それで、ここで感じたことは、やっぱり具体性がないなど。いつからやるのかなというふうなことで、いつも私が言っているから分かっていうのか分かんないですけども、この辺の具体性がですね、見えていないんですけども、この辺、もう少し具体的な計画があればお願いしたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。この新規就農と定住促進を合わせた施策ということでご質問いただいておりますが、今やっていることというのは、新規就農に対する、町なり県なり国なりの、まずはいろいろな支援の部分をやることと、町でやっている定住促進をただ組み合わせてお勧めをしているという形になりますので、そこに対してさらにですね、どこの部分っていうところにはまだ至っていない。

昨年、寄附を頂きましたイチゴのハウスですね、それに関してはプラスで、今度ですね、その基金を活用して支援、プラスされたところもありますけれども、これまでの支援に対して一気にですね、2倍、3倍というような支援のような形にはまだなっていないということです。

11番（菊地康彦君）はい、議長。あのですね、やはり私、前にも言ったかと思うんですが、一つ一つのこの施策、これをですね、つなぐ、コーディネートする人がいないんじゃないで

すかというふうに前回もあって、まだそこには至っていないという回答だったんですけど、やはりこのコーディネートが必要かと思うんですね。いろんな施策をじゃあ誰にこの一つ一つやって、対象にして、うちの町に来るとこういうこれとこれとこれとこれとあって安心だから就農どうですか、うちもありますよ、収入も確保できますよ、それであと指導する人もいますよっていうふうな、そのPRするものっていうのは、何かこの、外に向けて何かPR紙とか、そういったものはあるんですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどもちょっと触れたんですが、その辺をですね、今やっているまちおこし協力隊の方たちとか、そういう部分をうまくこう、連携してもらってですね、考えられればというふうな形で今おります。なかなかやっぱりね、農業というのがですね、議員、多分一番携わっていて分かります、簡単に農業というんですが、結構難しいっていうか、本当に難しい。いろんな知識がないと、なかなかそのなりわいとしてというね、部分もありますので、その辺ですね、本当に漠然としてますけども、今できる範囲の中で、町としては何とか支援をして、その中で呼び込むことをしているわけですけども、さらなる策として、先ほど言いました、まちおこし協力隊なり、新たに就農を考えてくれている方たち、若い方たちの意見も聞いたりですね、そういうことを聞いて、あとは今やっている方たちの知識、そういうことも教えていただいてですね、進めていければというふうに思っています、議員からすると多分、本当に歯がゆいのかもかもしれませんが、具体的などころにまだまだちょっとなかなか手が届かないというのが現実であります。

11番（菊地康彦君）はい、議長。地域といいますか、協力隊という話が出たんですが、私は逆に、その人たちを就農させるっていう考えがいいんじゃないかと。その人たちに給料をあげて農業をやってもらって、よかったら住んでもらう。そうすると、二重の手間が要なくて、うちで、山元町で農業をするんだったら、協力隊として採用しますよと。そこで給料をあげて、少し給料というかね、収入がなかったとき、それで何とかしてもらって、あとは指導をしますよ、じゃああと住む場所もここでお世話しますよということをやったほうが早いと思いますし、事例も、前回もお話ししたとおり、そういう先進事例はそういうところもあります。

あと、前にちょっとやっけていて、今やっているかどうかちょっと分かりませんが、農協さんと役場が協力して、農協で雇って、そこで臨時職員として扱って農業をやってもらおうと。その給料は町と農協が半分ずつ出して有期職員みたいな形で農業を覚えてもらおう。それで、そのまま土地と畑を提供したり、田んぼを提供したり、それでそこで住んでもらうとかっていう、前進的なですね、事例ももう二、三年前以上にもう出しているんですよ、私のほうで。

だから、今後、やはりそういったものもぜひ先進地に取り入れていただいて、まずは百聞は一見にしかずだと思いますんで、どういうことかということで、もう時間といいますか、1つのにかけていく時間はないと思いますし、特に中山間部の離農っていうのはもうどんどん進んでいくと思います。浜通りといいますか、新しく作った東部なんていうのはどんどん作りたくてしょうがない人がいっぱいいますけど、中山間地はもう、できればやめたいという人が多くなってきているんで、そういうところに小中規模の人たちを入らせて、入ってもらって、維持してもらおうという策も必要だし、あと作れない田んぼに無理無理ぶら下がっているんじゃないかって、もう畑地化して、畑にして、そこで

振興作物を作ってもらおうとかっていう施策が、どんどんどんどんこう、打ち出していかないと、それにもうお金ないときはやっぱり、先ほど言った過疎債の意味があるわけですから、それを生かしていただいて、町の活性化、人を呼び込む、そういったものに全部共通するような気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。今言っていたようにですね、今後、東部のほうの換地が終了すると同時にですね、今後、農振、町全体ですね、農振地域の見直しとかも入りますので、そういう中で考えていければというふうには今、さっき言ったようにまだ具体的などころには至っていませんが、まずそういうところからと思って、今考えているところであります。

まちおこし協力隊については、農業もそうなんですが、結局やりたい、その協力隊としてその来る方がやりたいことと、町がやっていただきたいことというのがやっぱりこう、マッチしないと、最終的には、1年、2年来ていただいても、最終的にはもういなくなってしまうということがありますので、その辺はうまくですね、山元町でこういうことがやりたいんだという、そういう興味のある方の意見もですね、きちっと吸い上げて、それで町でそこにうまくこう対応して、町にですね、残っていただけるような形を、仕組みづくりをつくりたいというふうを考えております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。新規就農ということが就労、就農の意味もありますけど、中には、自分のところの土地があまりにも条件が悪い、米取れない、野菜取れない人もいます。だったら、どっか条件のいいところはないかって移住した人もいるわけですね。だから、そういう事例もありますから、新規就農だけじゃなくて、やっぱり山元町の土地で何かを作りたいっていうような人も中にはいるかと思うんで、新規就農だけ、まあ一番いいんでしょうけども、そういう家族ぐるみで引っ越してもらおうと5人来るわけですから、まあ5人って限らないですね、子供がいれば5人来るところもありますし、だからそういうことも付加価値として考えていただければなと思いますけど、時間大丈夫でしょうか。

議 長（岩佐哲也君）次に入るようであれば、教育関係に入るようであれば、その前に休憩を入れます。

11番（菊地康彦君）次に入りたいと思います。

議 長（岩佐哲也君）そうですか。ここで暫時休憩。

議 長（岩佐哲也君）それでは、暫時休憩とします。再開は11時5分、再開は11時5分とします。

午前10時53分 休 憩

午前11時05分 再 開

議 長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議 長（岩佐哲也君）11番菊地康彦君の再質問を許します。

11番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、4点目、5点目に移らせていただきます。

まず、4点目の高齢者へのスポーツ施設、施策ですね、に対してどのような対応と考

えを持っているかということですが、回答でですね、各競技等もさることながらですね、大会等における交通手段、公用バスや町民バスの貸出し等を行っているということですが、これはどんな事例なのでしょう。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。バス等の貸出しについては、町民バスの予備の車とか公用バス等について申請があれば、それぞれの利用の仕方についてということに沿って貸出しできるような状況になっています。

具体のことについては、担当課のほうからお答えをさせます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。具体には、例えば大会とか、例えば研修会とか、そういったものが各ですね、各種スポーツ団体とかでありますので、そういったところにはですね、貸出しを、こういった先ほど教育長が申し上げたような貸出しを行っているような状況になっております。以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。これはあくまでも大会だったり研修会というような活用ということによろしいのでしょうか。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。はい、そのとおりです。

11番（菊地康彦君）はい、議長。ということは、個人的な目的だったり、極論から言えば、前回のパークゴルフ等でですね、町内にはないということで、町外に行くためのバスを出せないかという同僚議員からの質問があったわけですけど、その際、町外に出るのには利用ができないというような回答だったんですが、それには間違いはないんですね。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。町外のほうで使用する大会とかそういったときの場合と違ってということによろしい……。個人的な利用。はい、個人的な利用としては貸出しは行っていないということです。

11番（菊地康彦君）はい、議長。この回答にもあるようにですね、今、ソフトボール、パークゴルフ、ボッチャ等が盛んに行われていると、高齢者の方ですね。あと、グラウンドゴルフなんかも地区でやられているところも多いわけですけども、で、以前私、この中でパークゴルフの造る、造らないっていいですか、必要性ですね、それを町長と一般質問で話したときにですね、造るか、造らんか、まだちょっとはつきり分からないけど検討したいというようなことも伺えたかと思うんですが、その後ですね、そのソフトボール等はですね、グラウンド等がね、きれいに整備されまして、ボッチャも今度新しい体育館で専用といいますかね、体育館でもできるようなことで取り組むということも聞いておるんですけども、やはり競技人口が多いこのパークゴルフについて、この施設が今、町内にはないということで、それでその協議をするに当たって、どのように対応するのかということなんですが、その辺いかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。パークゴルフにつきましてはですね、やはりその敷地面積なんか結構広大な場所を使うということもありますので、それが前回の計画のときもですね、そのホール数によっていろんな状況が変わってくるというところがありますので、あとはその場所ですね。今後、その東部のですね、いろいろな土地の換地が終わった場合ですね、そういうふうな町で所有をしている土地なんかの利活用も含めて考えていければというふうには思っております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。あとのスポ少にもつながるんですけど、やはり競技する上で地元がないということは、やはり続けていくのは結構大変じゃないかなと思います。広大な面積と言いますが、パーク協会もあるんでしょうけど、その辺の方々との協議

です、どの辺まで欲しいのかとか、あとどういった場所に設置すればいいのかとかって、そういった協議は持っていらっしやるのでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。いえ、まだそこまでは至っておりません。

11番（菊地康彦君）はい、議長。高齢者ですね、スポーツの必要性が重要視されている中で競技人口も多い、このパークゴルフなんですけど、私も特に町内に造るとか、造らないとかは、それは町の判断でよろしいかと思いますが、ただ、何らかの手段でこの方々を手当てしてあげないと駄目なんじゃないかと思っています。

というのは、ソフトボール協会の方々ってというのは、町外でも大会がありまして、自分たちで車を運転できるし、集団で行動をしていますけども、やはりこのパークにやっている人って、若い人もいれば、車の運転、そろそろ免許返納という方も出てくる方もいると思うんですね。で、前回の同僚議員が質問したのは、そういった方々だったり、町内にパークゴルフ場がないのであれば、じゃあバスを出してあげるとか、そういった手当てもないと競技ができない方々だと思うんですね。だから、その辺をどのように考えているのか伺いたいですけど。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今、菊地議員のほうからはですね、パークゴルフ場ということのご質問だと思うんですが、スポーツ全体を考えたときに、やはりそのグラウンドがあつたりなかったり、施設があつたりなかったり、いろいろこう、競技があります。そういう中で、その今、先ほど担当課のほうでも話したようにですね、そのバスの送り迎えといいますかね、それについて一人一人をバスで行ったり来たりっていう対応をするという部分ではちょっとなかなか厳しいかなと。何かの大会があるので、まとまって10人、20人でどここの会場までとか、そういうことではバスの貸出し、多分可能なんだと思いますので、それをですね、一人一人をその会場まで送り迎えというのはちょっとなかなか、町としては厳しいかなというふうには考えております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。そうするとですね、やっぱり基本的な部分に戻るとですね、やはりパークに限らず、どんなスポーツでも、やっぱり練習できないわけですよ。大会に行くとかそういうんじゃなくたって、常々の競技、腕を磨くための場所がないということになりますよね。だから、今スポーツ協会のね、中でこう見ても、場所がなくてっていうのは恐らくパークだけじゃない。あと、なくなっちゃったんですけども、サッカー、あと少年野球の、少年団のスポーツにもありますけども、そうすると町内でやりたくてもそういう場所がないっていうのは、対応としてはちょっと片手落ちじゃないのか。ないんであれば、あるところに行けるような手段を考えてあげるといのは、やっぱりこれは高齢者の施策だと私は思うんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。議員のおっしゃることも分かるんですが、確かに高齢者施策、いろいろな、少子高齢化の中でね、やっていかななくてはいけない。免許返納も含めてやっていかななくてはならないんですが、全ての競技に対してというか、全ての競技といえますか、これはスポーツに限らずになってきます、そうすると。何をするのにでも、病院に行きたいんだけど車なくなったから連れて行ってほしいとかね、そういうところまで町で全て、なかなか網羅するというのが厳しくてですね、ですから今、公共交通、町民バスも含めて、まずその100パーセントとはいかないまでも、少しでも利便性が高められるようにということで見直しとかもかけているところなんですけれども、議員がおっしゃるようにですね、一人一人本当に隅から隅まで、100パーセントきっちり

対応というのはちょっと、なかなか厳しいかなと、難しいかなというふうには考えます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。先ほどのパークゴルフ、広大な面積というふうなお話もあったんですけど、パークゴルフの、多分見に行かれたかと思うんですね、視察やなんかも。まあ18ホールであれば、そんな面積要らないわけですね。36とか54であれば、確かにいろんなものがなくてはならない。ただ、その協会の方々とのお話なり交流は、あればこそやっぱり出てくると思うんですよ。うちらほうはちょっと何とか土地、予算もねえから、じゃあ18ホールぐらいでなじょったとか、それでその場所も、では町の土地でこういうところ、お金かかかないとこさ、ではみんな芝生を張ってけねえすかやとかね、場所の提供だけあれば、そんなに広大、だから今までの要望は確かに大会が必要だとか、何ホール必要だとかってあったと思うんですけど、でもやはりそれが無理なんだということを説明してですね、最低限このぐらいだったら何とかってような交渉があつて、それで納得できないのであれば、うちはちょっと、山元町としてはパークゴルフ場はね、できないから、じゃあちょっと別なその、タクシー代でもバス代でも、そういった補助をしましょうかとか、そういったね、考えに行くのも、やはりその競技する人たちと町との協議の場、そういったのを持ったほうがいいんじゃないでしょうかね。それを持っていないってことですし、やはり相手方も、町から何のあれもないよというようなことじゃなくて、やはり同じ町民ですんで、パークゴルフは、私もするべきではと思います。

ただ、ソフトボールっというのはね、これも大変なんですよね。80近い人たちが、頑張っている人もいますけど、もうハードでハードで、私、若手って言われますけど、私でさえ、もうアップアップ状態を頑張ってます。でも、それは全員がやれる競技でもないから、やっぱりそこに自分たちが体力的にやれるところとなると、こういう競技にもなるので、その辺もやっぱりちょっと理解して、歩み寄っていただいたほうがいいんじゃないかなと私、必ず造れとかって言っているんじゃないんで。ただ、何らかの手当てをしてほしいなということです。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その団体との話合いというのはですね、私、個人的にはやっていないので、担当課のほうで何らかのそういうふうなつながりというかですね、そういうことがあるのか、後でちょっと担当課のほうにその辺は回答してもらいますけれども、そのスポーツに関して、本当に何らかの形でというか、今できる形の中で、町としてできる範囲の中で支援はしているつもりなんですけど、やっぱりまだまだ、いろんなものに対してね、その今言ったように、パークゴルフに限らずですけども、いろんな部分に対して足りない部分があつて、このように質問をいただいているわけですから、そういう中を精査して、町としてできる範囲の中で、少しでも手助けになるような方法は常日頃から考えてもいるんですけど、さらにですね、いろいろこうできる、どこまでできるかというのは考えていくようにしたいと思います。

さっき言った、団体等のほうに関しては、ちょっと担当課のほうでその辺どうなっているのか、ちょっと担当課のほうから回答させます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。先ほどのですね、団体との話合いという中ではですね、確かにあのパークゴルフ協会のほうと話をしたときには、確かにスポーツをやりたいけども、足がなくてなかなかスポーツができない人がたくさんいるという話も聞いております。

あと、こういったパークゴルフをすることで健康寿命が、延ばしていきたいという気持ちもあるようで、そういった取組のほうもこう、気持ちを酌んでいただきたいという話もあったのは事実であります。

先ほど町長からもお話がありましたとおり、まずどのような形ですね、できるかという、できる限りの範囲という中になるかと思いますが、支援のほうをちょっと研究していきたいと思っております。以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。再度確認であります、このバス利用関係についてなんですけど、これはあの、パークゴルフ協会ということでの申込みであれば、活用は可能なんですか。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。そのとおりでございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。そういった部分をですね、ぜひ、こちらから確認する以前にですね、こういった活用方法があるよということでアドバイスしていただければ、高齢者の方もありがたいんじゃないかなというふうに思いますので、それも十分検討いただきたいと思います。

では、最後に5点目、スポーツ少年団の活性化ということで回答いただいたわけです。こちらに対しては、生涯学習課からの支援にもよってですね、少年団は、一生懸命子供たちはいろんな競技に従事、練習したり、試合、大会にですね、臨んで、今年は4年ぶりに少年野球も、町外、県外からのチームを招待した大会も復活して、その支援も受けただおかげですね、大成功で終わっております。

そういった意味で、子供たちですね、競技が、中学校、高校というふうに波及効果を表してしまっていて、中学校でも、高校に進学してもですね、いろんなスポーツで我が町出身の子供たちが活躍をしておるわけですけども、その中でですね、前回もですね、このスポーツ少年団、加入する、加入してもらおう策として、やはり子供たちが成績を残すことも1つなんですね。小学校といえ。やはり活躍していればこそ、やはり加入者も増えますし、楽しみも増えると、親も一緒になってですね、競技に参加して交流人口まで生むということにもなってくるんですが、その際にですね、どうしても利用する施設が限られております。

まあ牛橋公園、野球に関しては、牛橋公園につきましては、町外利用者だったり県大会の利用、こういったものも多いですし、それから利用料がやはり負担になってくるので、これは常時使えないということもあります。あと、また荷物もですね、全部運んでいかなきゃならないし、移動もやはり親の負担が出てくると。町民グラウンドについてもやはり同様で、いろんな施設は充実しているんですけど、荷物移動の確保だったり、親の負担、それから町民グラウンド、今、ソフトボールも我が町、盛んでして、なかなか少年野球の活用が常時できる状態にないわけですね。

そこで、小学校を各スポーツ少年団、バレー、バスケット、野球、剣道なりは中学校のところを使っているんですけど、いつまでもこだわるわけではないんですが、教育施設はスポ少のためにならないというような見解が町長から前あったものですから、この辺、教育長のほうのですね、考えなり、今後のこのスポ少の場の活用、そういったものをどう考えているのか、確認したいと思っております。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。学校の施設に関しては、社会体育あるいはスポ少も含めてですね、学校開放申請があれば学校を開放するという体制になっています。ですから、それ

は何もシャットアウトするようなものではないと。ただ、学校で行事があったりする場合には、ちょっと遠慮いただくということになりますが、基本的にはそういう学校の施設も町の施設の一部という考え方で開放は行っておりますし、今後もそこは続くはずで、続きます。

あと、その子供たちがですね、スポーツ少年団等でいろいろ競技をする、いろいろ興味を持って競技を続けていくってということについては、スポ少の指導者の方々のご協力もあってのこととは思いますが、今ちょっとそういう点で考えているのは、今まで話題になっていますけれども、中学校のですね、部活動の地域移行というのが、今控えております。こういうふうにすると言い切ることではないんですけれども、今後、中学校の部活動を地域に移行していく際に、やはりスポーツ少年団とのですね、つながり等もうまくこう、考えていければ、小中学生が一緒になって活動するというようなところからのスポーツ少年団の活性化ということもあり得るかなと、そんなことを考えているところです。以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。山元町ですね、本当に他市町村から比べても施設が多いとは思いますが、仙台市に行けば抽せん会をやったりとか、やって使っているような状況もありますが、一番、唯一、確保できるのはやっぱり学校の施設、体育館だったり、グラウンドというか、校庭ね、ここが唯一のよりどころであります。

今、教育長からも回答があったとおり、ようにですね、やはりそういう部分を、空いているところっていいですかね、開放の状況で使うのは問題ないというふうに理解しているわけですが、使っていないときにね。運動会だのを中止してスポ少に貸せって言っているわけではないですけど、それでそのときにですね、やはり公共の施設と学校の施設の違いがあるんですね。これが、やはり倉庫がない。それから、備品がない。学校だってね。要は、バスケットボールだったらゴールリンクがあればいいんですけど、バレーだとネットがなくちゃなんないし、野球であればベースがなきゃなんない、倉庫がなきゃなんない、とにかくラインカーがなきゃなんないということで、町の施設を借りれば、そこにあるのを持ってきて使えるんですけど、学校の施設になると、やっぱり自分たちの負担が大きいんですよ。そうすると、交通費はかからないです。自転車で来る子もね、いるから、そういう負担、親の負担はないんですけど、それで計画的にその古い倉庫とか、そういったものも撤去がされる予定だというふうにも聞いております。それで、担当課には何とかその、取り払うのではなくて、何らかその手当てをしてほしいということもお話はしているんですけども、そういう不便さもあるわけですね。

ですから、あえてスポ少、スポ少とは言いますが、これからの山元町の子供たちの下支えというか、スポーツの下支えだったり、子供の育成だったり、そういった部分にですね、やはり協力して、支援金を結構ね、支援という形でいろんなのを頂いています。それで、団の活動費だったり皆さん、賄っているとは思いますが、やはり備品だけは結構高いもので、やっぱりうちも倉庫は、やっぱり20万近い倉庫を買わないと駄目だったので、20万くらいで何とか抑えてプレハブを置かせてもらっているんですけども、でもやはりそういうもので、まあ何を言ったらいいか分からなくなったけど、公共施設と学校施設の違いがそういうところにあるんで、やはり今後、その活性化に向けた取組っていったものにもですね、そういう部分も考慮していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今の点については、やはり学校のほうは基本的には学校施設ということ、残っておりますので、開放に関しては、町の施設と同じように申請があれば貸出しをします。そこにそのスポーツ少年団のための備品を置くような場所をつくとか、設けるってということについては、ちょっとやはり難しいかなというふうに思います。それに代わって何かできることがあるかどうかということ、今後考えていきたいと思いますが、基本的にはその、まあちょっとそもそも論になりますけど、中学校の部活動は学校の教育活動のようなね、教育活動の一環というふうに位置づけられているので、施設から用具から全部学校にあると。

ただ、スポーツ少年団についてはいわゆる社会教育、やりたい子供たちが親御さんと一緒になってやるっていうふうになっているものですから、そこにはそれぞれの希望とか意思があつてのことなので、そのための活動に伴う不便さとか、申し訳ないですが、負担ってというのは、ちょっとやっぱりやむを得ない部分はあるかなと。そういうことはご理解いただきたいなと思います。以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。部活動の地域移行の中では、やはり一番の課題に挙がっているのが、今度、そのお金がかかってきて、そういうクラブに入れないんじゃないかとか、親の負担が増えて、行動にですね、親が送っていかれなくて、入れないんじゃないかねとか、そういう心配を持った中で、今教育長の回答ですと、まあ社会教育だから、それはやむを得ない部分はあるだろうということなんですが、やはりそこがちょっと、何ていいますかね、ギャップっていうか、考え方のやっぱり相違なんでしょうけども、であれば公共施設を常時使えるような施策が今度は必要になってくると思うんですよ。

だから、さっき言ったパークゴルフもそうですけど、やりたくてもできない、場所ができないのでは、これは活性化も何もなくなってくると思うんですね。だから、そのバランスが大切だと思いますし、社会教育とはいえ、やはり必要なものは必要になってくるので、それがなければできないものまで買っているわけじゃなくて、最低限必要なものを必要として使ったり、グラウンドをみんなで整備したり、使えるように、学校の校庭というのをみんなで整備して草刈ったりとかですね、そういうこともみんな、何ていいますか、利用者の義務といいますかね、責務として、親の会だったり子供たちもやっているわけですから、そこはやっぱり町側としても理解をしていただいた上で、考えにのっとっていただければなと思うわけですけど、いかがでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。まあ話がですね、部活動の地域移行ということも含めてのことになっていきますが、その学校教育から社会教育になっていくってことに伴っての負担についてどのように考えるかっていうことも、今きちんとその考え方が整理されているわけではなく、場合によってはもう市町村単位で考えてくださいということなのかなと。ですから、そういう点では、今までみんなが希望すればですね、中学校へ行って希望すれば、自分がやりたい部活動がやれていた。それが今度は地域でっていうふうになったときに、学校から離れて保護者の方と一緒にお金をかけながらやると。そこに対して、その負担の軽減を図るようなことを考える必要があるだろうということは言われておまして、それを逆に話を広げて考えると、じゃあ今小学生がやっているスポーツ少年団の子供たち、家庭の負担はどうなんだというふうになってくるかと思うんですね。

ですから、今申し上げた中学校の状況から、逆に今のスポーツ少年団の負担ということも、今後どうするかっていうことは、課題としては上がってくるかなとは思っており

ます。ただ、具体のことがまだいろいろ固まっておきませんので、今後いろいろ検討しながら対応していきたいなと思います。以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。私が言いたかったのは、スポーツ少年団がその中学校の事例をやって、先進、前もってそれをやっているんだと。社会教育に移行する際、それがスポーツさんと同じことになるんですよということです。だから、そういったものも踏まえると、今後のそのやり方自体が、やり方が、検討をしなきゃならないだろうし、それを踏まえてやっていただきたいというのが私の考えであります。

いずれ、今日は一般質問をさせていただきましたが、6つほど終わりました、何とか過疎からの脱却なり町の活性化ということで申し上げたわけですが、感想としては、大変申し訳ないんですが、我々からの提言じゃなくて、もっとやっぱり町執行部のほうで、我々にどんどん策、施策ですね、そういったものを先取り、どんどん出していただきたいなど。同じ共通の意識で今までの一般質問をやってきているわけですから、やっぱりそれに対して何らかの対策だったり、できないものはできないでしょうがありませんけども、やはり我々もそういう提言をする立場でもありますが、やっぱり我々が出す以前にですね、いろんな策を講じていただければ、ますますこの町はですね、発展するんじゃないかなと思ひまして、私の一般質問といたします。

以上で終わります。

議長（岩佐哲也君） 11番菊地康彦君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君） 続きまして、2番品堀栄洋君の質問を許します。品堀栄洋君、登壇願います。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。令和5年第2回山元町議会定例会において、大綱2、細目3、一般質問をいたします。

大綱1、買物困難者支援について。

細目1、現状より多くの住民が地域公共交通を利用しやすくするために、民間等による運営体制などを検討し、有償ボランティアドライバーを募るなどの工夫をしながら、町民バスの増便及び運行エリアの拡大並びに地域公共交通の無料化を講じる考えはないか。

細目2、現在実施している福祉タクシー利用助成事業について、障害のある方に対してのみの事業ではなく、子育て世代や高齢者に対しての事業として拡充を図る考えはないか。

大綱2、地産地消の取組強化について。

農水産物直売所の設置により、現在、我が町の農水産物については新鮮なうちに食卓に並べることができるようになった。しかし、農水産物の品物によっては加工が困難な品物もあり、特に磯浜産の魚介類については、一定程度の処理（加工）技術がないと食せない魚介類もある。

地場産品の1次処理がされた品物についても直売所等に並ぶことがあれば、家庭での加工に不安があるため購入することをちゅうちょしていた地場産品についても購入されやすくなり、地産地消の強化が図られると考えることから、地場産品の1次処理（加工）場を新たに設置する考えはないか。

以上、大綱2、細目3、町長の考えをお答え願います。

議長（岩佐哲也君） 町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。品堀栄洋議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、買物困難者支援についての1点目、町民バスの増便及び運行エリアの拡大並びに地域公共交通の無料化を講ずる考えについてですが、町が実施する地域公共交通維持確保事業である町民バス及びデマンド型乗合タクシー運行事業につきましては、民間同種事業との競合を避けるとともに、地元企業との協働を図る観点などから、町内の一般乗用旅客自動車運送事業者で構成する山元町ハイタク連絡協議会に運行業務を委託しております。

現在、町民バス等運行事業につきましては、抜本的な見直しも視野に検討を行っており、昨年度に実施した町民アンケート等においても、様々なご意見、ご要望をいただいておりますことから、それらの内容を精査しつつ、現在設置している地域公共交通会議等において、住民や関係機関の皆様のご意見に耳を傾けながら、今後の運行の在り方なども含め、総合的に判断してまいります。

次に、2点目、福祉タクシー利用助成事業について、子育て世代や高齢者に対する事業の拡充についてですが、昨年の第4回議会定例会の一般質問で、渡邊千恵美議員にお答えいたしましたとおり、現在、本町で実施している福祉タクシー利用助成事業は、一定の障害のある方の通院等を対象としておりますが、今年度から血液透析療法を受ける方については、町内に対応できる病院がないことから助成額を増額し、利便性の向上に努めてまいりました。

ご質問の子育て世代や高齢者に対する事業として拡充することについては、対象者が幅広くなることなどから、町全体の地域公共交通対策の中で総合的に調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、地産地消の取組強化についての1点目、地場製品の1次処理（加工）場等を新たに設置する考えについてですが、地産地消の取組については、消費者が地元の食材を安心して食せるだけでなく、生産者が消費者の声を直接受けることで生産意欲が高まるなど、双方にメリットがあり、地域内の好循環を生み出す取組であると認識しております。

特に、魚介類については、消費者の手元に届くまでに下処理や加工を行うことで、さらなる消費につながるものと考えられますことから、これら加工場等の環境整備も重要と捉えております。

こうしたことを踏まえ、やまもと夢いちごの郷を建設する際には、加工室の必要性を検討し整備したところではありますが、諸事情により現在は利用してないと聞いております。

町といたしましては、地産地消への取組の強化は重要であると考えており、魚介類に限らず、農水産物の付加価値を高める方策の1つとして加工場の必要性は認識しておりますことから、農水産物の生産・加工等に従事する方々の意見を参考にし、民間事業者との連携した取組も視野に入れ、今後検討してまいります。

以上でございます。

議 長（岩佐哲也君）2番品堀栄洋君の再質問を許します。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。それでは、再質問します。

今回、大綱2件の質問としておりましたが、私は大きな観点から、買物弱者の支援として町長の考えをお聞かせ願いたいため、まずは大綱2から再質問します。

先ほどの直売所の加工施設の回答の中で、諸事情により現在は使用していないとのことでしたが、その理由は施設や設備の問題なのか、運用上の問題なのか、差し支えなければ教えてください。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これについては担当課のほうからお答えいたします。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

施設に関しましては、厨房機器等も含めまして一定の整備を行っております。あくまで利用上、運用上の課題ということで捉えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。分かりました。施設に何らかの問題があるのであれば、新たに加工場を建設することも必要と思います。私なりに補助事業などを調べてみたんですが、使用する上での問題であれば、せつかくの施設ですので有効に活用されるよう、引き続き検討をお願いします。

加工という観点から、もう1点確認したいのですが、直売所で販売する商品のうち、お弁当やお総菜等の加工品の売上げが好調と聞いております。どれくらいの売上げなのか、分かる範囲内で教えてください。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。会社の決算がですね、6月末なものですから、今期の分はまだ出ていないので、1期前の数字でちょっとお答えいたします。令和3年7月から令和4年の6月まで、この1年間のですね、総売上げが、直売所の総売上げが3億3,700万円です。約ですけども。3億3,700万円。で、このうち、お弁当、お総菜に関しましては、約4,400万円にして、全体に占める構成比については13パーセント、非常に高い構成比であるというふうな、受け止めております。以上です。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。結構な金額なんですね。どういった方々が購入しているか、分析等は行っているのでしょうか。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。正直、我々もですね、この4,400万円、13パーセントというふうな数字は、我々もちょっとびっくりしたものですから、直売所、公社に対して、こういったところを可能な限り分析いただきたいというふうなことで、ちょっと1年半ぐらい前の数字で恐縮なんですけども、やはりはらこ飯とかほつき飯、こういったいわゆる郷土料理と言われるものに関しましては、町外からの利用者が非常に多いと。ただ、一方では通常のお弁当ですとか、お総菜関係、こういったものは地元の方々に利用されているというのがほとんどであるというふうな報告を頂戴しているところでございます。以上です。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。今の話を聞く限りでは、結構多くの地元の方が利用しているということなので、坂元の地区の食料供給の重要な役割を担っているものと考えます。そこでですね、今の回答を基に大綱1の再質問をいたします。車を運転する方や移動の手段が確保できる方は、スーパーでも直売所でも、好きな時間に好きなときに行けるんですよ。それで、今後急速に高齢化社会において、移動の足が確保できない方々が、買物ができないということが今後想定されます。

5月30日の河北新報の朝刊の1面に、東北5県、東北5県かな、に新潟を入れて、買物困難者、2025年には25万人になるということで大きく載っていました。全国どこの自治体でも今後、大きな課題になるということを感じたんです。

それですね、現在、山元町は、県内でも高齢化率41.6パーセント、県で3位、

65歳以上が4,931人となっております。高齢者や障害のある方が買物できずに地域で住み続けることがいかに困難か、こうした買物困難者の実態を把握し、打開策を考えているのか、町の買物困難者支援についてお聞きします。現在、独り暮らし世帯と障害者手帳所有者はどれくらいいらっしゃいますかね。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも担当課のほうからお答えいたします。

保健福祉課長（齋藤剛君）はい、議長。ただいまのご質問の、障害者手帳の所有者のほうになりますけれども、障害者手帳のほうは主に身体障害者、あと療育手帳、あと精神障害と3つに区分されますけれども、合わせまして約800人の方が手帳を保有していらっしゃいます。

あと、もう1点の独り暮らし世帯ということですが、こちらのほうは今年3月末の数字になりますけれども、913世帯ほど、独り暮らしの方がいらっしゃいます。以上になります。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。今のお話というか、数字を聞きますと、山元町の町民の半分が買物困難者または買物難民予備軍と思われれます。農林水産省は、令和3年度に食料品アクセス問題に関する全国市町村アンケートってものを公表しております。食料品の買物が不便や困難な住民に対して対策が必要だと回答した市町村の割合は86.4パーセントになります。行政が実施している対策は、コミュニティーバス、乗合タクシーの運行等に対する支援が83.7パーセント、最も多く、次いで移動販売車の導入・運営に対する支援が30パーセントぐらいになって、そのほかにもいろいろあるんですが、山元町で現在実施している対策として、福祉タクシーの利用及び自動車燃料費助成事業、デマンド型乗合タクシー事業なんですが、町民の方に対するデマンドタクシーの利用の告知は現在どのようになっていますでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも担当課のほうからお答えいたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。デマンド型乗合タクシーの乗り方等の周知につきましては、毎年、時刻表の改正等に合わせて時刻表を作成いたしまして、これを町内全戸に配布しているほか、町民生活課の窓口、それから関連施設、町の公共施設などに配置しまして、お持ちいただけるような状態にしております。

そのほかといたしましては、ホームページでの広報等もしておりますが、ターゲットの方が高齢者の方ということになりますので、こういった紙ベースでの配布、こういったものを中心に行っているということになります。以上でございます。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。ぐるりん号の時刻表と一緒に裏面に載っているということだったんですが、私は、裏面っていうかね、年に1回の告知で、必要とされる方が利用の仕方を理解できると私は思いませんし、車を運転している方は興味も持っていないと思うんですよ。

そこで、福祉タクシーも乗り合いができるとか、車椅子に乗って一緒に買物ができるとか、あと買物困難者に寄り添った告知や案内が必要なのではないかと思えます。必要としている方々に、実際に乗って体験していただいて利用方法を理解していただくことが重要だと考えます。

そこで、各地区の区長さんや民生委員さんは理解していると思いますが、希望者を対象に、デマンドタクシーとか介護タクシーの乗車体験講習会を実施する考えはないでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。買物弱者も含め、今、少子高齢化の中で、やはりそういう福祉関係というと本当に重要な、品堀議員から今出たようにですね、独り暮らしだったり、それも高齢者の独り暮らし、あとは障害を持っていたり、なかなか車も乗りづらくなってきたというところもありますので、そういう部分は本当に大事なところだというふうに思います。

ただ、今の現段階では、そういうことをまだ町のほうとしてはですね、行ってないわけですけども、その市場とかそういうことがね、今後できるのかどうかも含めて、ちょっとこちらのほうでですね、検討をさせていただければと思います。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。デマンドタクシーもそうですし、介護タクシーも、やっぱり乗り方を説明できるっていうかね、いつ具合悪くなったり、障害を持ったり、旦那さんと一緒に買物に行っていたんだけど、車が運転できなくなってしまうということがいつ起こるか分かんないと思うんですね。やっぱり実際に乗車体験講習会っていうものを、やっぱり前向きに検討していただきたいなと私は思っているんですが、どうなんでしょうか、町長。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたようにですね、本当に大事なことだというふうに思いますので、その辺、できるかどうかですね、こちらのほうでは検討していきたいと。その際にはですね、ぜひ品堀議員も含め、議員の方々にもご協力をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。次にですね、子育て世帯の交通費の支援、物価高騰だから電気代が上がったりなんざりして、それで妊婦さんとか、乳幼児健診とか、産後ケアを利用している方に、日常生活などで移動する場合の支援として、交通費の一部を福祉タクシーと同じぐらいのね、補助ができないかなという考えはないでしょうかね。どうでしょう。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これもですね、言われてみればそうですよね。今、若い方もみんな車の免許を持っているので、車で歩く人がほとんどだとは思いますが、中にはもしかするとね、車は持ち合わせていなくて、急に何かあったりとかというところもあると思いますので、この福祉タクシーに関しての、子育て世代とか、高齢者という部分もですね、これは本当に大きな今後の検討課題にはなると思いますので、検討していきたいというふうに考えます。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。妊婦さんとか、この乳幼児とか、子供たち、まあ親ですね、お母さん方、体調の悪いときに車を運転できなかったり、あと子供が小さくて周りに迷惑かけるということで気にされる方とかもいると思うんですね。前向きに検討していただければなと思います。

次に、また買物弱者の先進地行政が実施していることなんですけど、官民一体となって移動販売車の導入が多くなっているんですが、我が町、山元町もね、国の補助、まあ過疎地域等自立活性化交付金とか、ひと・まちとか、ICTとか、そこら辺が、結構補助とか交付金を使えるので、そういうものを使って、既存の校舎とか、あと駅前の商業施設と協力して移動販売車の運営は考えられないでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今、町内でですね、何か所か移動販売に関してはですね、5社ですかね、やっている業者さんがいます。ローソン、セブンイレブンを含め、ライフサポートわたりとかですね、あとみやぎ生協さんとかあるので、その辺とですね、連携を

取ってですね、できるだけ町としての、できる支援といいますかね、そういう形で連携を取ればというふうに考えます。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。町のほうでそれぐらい移動販売が来ているっていうことを把握しているっていうことはうれしいことなんですけど、移動販売のルート地図とか、あとルート案内、いついつどこに来ますよ、どこで何時から何時までお店開きますよと、そういうものをつくるか、それか業者さんが持っているのであれば、それを頂いて、対象地域の高齢者や障害者、免許返納者とか、あと特に行政をはじめ適切な支援サービスへのつなぎ役である区長さんとか民生委員さんに告知するべきではないのかなと思うんです。民間の宣伝になるとか、そういうことを言う行政もあるんですが、官民一体となって、少しでも買物弱者を減らすっていう観点から告知するべきではないかと思うんですが、町長、どうお考えでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これはですね、今言ったように、その相手も民間ということもありますけど、これからはですね、やっぱり行政で全部が全部できるわけではないので、民間と、先ほども言ったように連携してやらなくちゃいけないところもあると思いますので、その告知に関してもですね、町としてどこまでできるかといいますかね、まあ告知ぐらいは印刷して配布するぐらいですので、その辺も含めて、今後検討していきたいというふうに思います。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。あとですね、駅前の商業施設さんは、地域貢献事業として配達サービスを行っている地域があるんですね。町としても補助を出すなり、協力をお願いしてもいいんじゃないかなと思うんですよ。あと、移動販売とかもやっているんですが、町として地域貢献の一環としてやってもらえませんかっていうことは頼めませんかね。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その辺に関してはですね、やはり相手方のあることですので、ここで安易にですね、必ずできるとか、やってもらうとかっていうことは言えませんので、その辺、こちらでもですね、どの辺までその協力をしていただけるかのお伺いぐらいはできますので、その辺、ちょっと今後ですね、考えていければというふうに思います。

多分今、現状の中でやれる範囲の中でのことは、駅前のスーパーさんなりなんなりがやっているんだと思うんですけれども、その辺ですね、こちらのほうからちょっと相談させていただければというふうに思います。

2番（品堀栄洋君）はい、議長。買物の機会は、買物はね、外出の機会を多く占めておりますし、買物に行けないことによる外出頻度の低下は、ひきこもり状態や生きがいの喪失を招く可能性があります。買物が困難になることによって、食事の質が落ちることによって病気になるったり、低栄養下になったり、あと外出の頻度の低下による生きがいの喪失、長距離移動による転倒事故リスクを増す可能性が指摘されております。

買物弱者を減らすことによって、少しでも町で買物ができるようになれば、免許返納にもつながりますし、交通事故の減少にもつながりますので、町として少しでも公共交通の早急な見直しを図られるべきだと私は考えます。高齢者や子育て世代にね、やっぱり優しいまちづくりを町にお願いして、最後に今まで生活環境を上げるために汗水を流して長年頑張ってきたお年寄りの方々の生活を守るのが、私たち世代の役目であると思います。少しでも便利になるよう、町の今後の対応に期待しまして、私の一般質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）以上で2番品堀栄洋君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は1時20分、13時20分、再開とします。暫時休憩。

午後0時04分 休憩

午後1時20分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）1番伊藤貞悦君の質問を許します。伊藤貞悦君、登壇願います。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。1番伊藤貞悦です。令和5年第2回山元町議会定例会において、大綱3件、12項目の一般質問を行います。

橋元町政も1年2か月が経過し、町民の町政についての関心や期待が2年目となり、ますます強く、そしてより一層のスピード感や将来に対する夢や希望の声が大きく聞こえてきております。

そのようなまちづくりをポイントにした観点から、今後のまちづくりや町政について、町長、教育長、執行部の考えを質問するものであります。

大綱第1、小学校再編における今後の進め方について。

- 1、学校の環境整備における最重要課題をどのように考えているのか。
- 2、学校再編を描いたまちづくりの未来のビジョンや都市計画は考えているのか。
- 3、地域住民や保護者と町・教育委員会における現状認識や理解の内容に乖離はないか。
- 4、再編完了時期を意識しているのか。再編まで数年間（移行期）の子供対策（児童・生徒への対応）をどのように考え、その計画はあるのか。

5、新たな校舎等の建設を待つのではなく、準備から完了まで現在の校舎等を活用し、順次、再編開始（現状の校舎等のまま再編をスタートし、新たな校舎等の完成を完了時とする）ことは考えられないか。

6、現在利用している校舎等は、今後も学校と地域の集会・避難施設（コミュニティー）、さらには放課後児童クラブの活動場所として利活用できるように、併用しながら活用する考えはないか。

大綱第2、我が町の特産品リンゴの持続可能な将来構想について。

- 1、まちづくりの観点から、果樹農家の支援に対し積極的に取り組む必要があると考えるが、どうか。
- 2、中山間地域を「果樹・フルーツ団地等」として、町で開発や奨励等をする考えはないか。

大綱第3、町民が望む構想や具体的な政策計画について。

- 1、町民が「わくわく」「ドキドキ」するようなイベントや、「夢」を持てる構想・計画はないか。
- 2、小中学生や若者との交流会や懇談会を考えられないか。
- 3、郷土の誉れとなるスポーツや文化における活躍者や功労者に対し、新たに褒賞す

る考えはないか。

4、「やまもとPR隊」等の制度を導入し、山元町のPRを強く押し進める必要があると考えるが、どうか。

以上、大綱3点について、町長や町当局の考えをお聞かせいただければと思います。

議長（岩佐哲也君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、小学校再編における今後の進め方についての1点目、学校の環境整備における最重要課題をどのように考えているかについてですが、教育環境の充実はもとより、学校は地域住民のコミュニティーの場であること、また実際に学校に通う子供たち及びその保護者にとっての生活基盤であることなどを考慮すると、多くの諸課題の中でも、とりわけ校地、つまり学校をどこにどのように設置するかが最重要の課題であると考えております。

今後、町では、学校再編の在り方を形態と手段の両面から絞り込みを進める予定であります。町民の皆様とともに、子供たちにとって最善の未来を選択できるよう、慎重に検討を進めてまいります。

次に、2点目、学校再編を描いたまちづくりの未来ビジョンや都市計画についてですが、小学校は、学校教育に限らず、学校施設が備える防災機能や地域交流の場としての機能も有するため、地域社会と密接に結びつく役割を果たしております。

よって、再編事務を進めるに当たっては、児童の通学の観点から、町内の人口分布や交通アクセスに配慮した上で、学業に適する周辺環境や災害リスクを避けた立地とするなど、町全体の都市計画との関連も重要な視点であると考えております。

具体の検討はこれからになりますが、地域の核となる学校が広く地域社会に貢献し、明るい未来を展望できるよう、総合計画や都市計画との整合・調整等を図りつつ、町のビジョンを構築してまいりたいと考えております。

次に、6点目、現在利用している校舎等は、今後も学校と地域の集会・避難施設、放課後児童クラブの活動場所と併用しながら活用する考えについてですが、町内の小学校は、長年、町の指定避難所や地域の核となる施設として活用されてきたことを踏まえ、小学校再編後に閉校となる予定の学校については、その機能を維持・確保していく必要があるものと認識しております。

閉校となる学校の跡地活用については、再編小学校の校地・校舎の位置や、学校の形態等の検討と並行して跡地利用計画を策定し、本計画に沿って取り組む予定ですが、地域の皆様との意見交換の際に、地域住民のコミュニティーの場として活用してはどうかなどといったご意見も頂戴していることから、地域の皆様の声に耳を傾け、また議会との意見交換も行いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、町特産リンゴの持続可能な将来構想についての1点目、果樹農家に対する積極的な支援に取り組む考えについてですが、本町は県内有数のリンゴの産地であり、その味の良さと品質の高さから、県内外で高い評価を受けており、町が誇る特産品の1つであります。

しかしながら、高齢化の進行や後継者不在の状況から生産者数は年々減少し、現在は約20件となっており、担い手確保は産地維持のための重要な課題と捉えております。

こうした状況下、町では、生産基盤の支援として一昨年12月に、果樹生産者やJA

みやぎ亘理等と、亘理・山元果樹生産地協議会を設立し、国の補助事業を活用した苗木の新植や改植、また園地整備等の取組などに着手したところであります。

また、町独自の振興作物産地化奨励事業においては、リンゴの生産に欠かせない防除薬剤を補助対象にするなど、生産者のニーズを踏まえた支援も展開しているところであります。

町といたしましては、町の特産品である大切な地域資源であるリンゴの将来を見据え、今後は担い手確保策の具体化に向け、生産者との意見交換や他自治体の事例を参考にするなど、産地振興の取組を検討してまいります。

次に、2点目、中山間地域において、果樹・フルーツ団地等を開発や奨励する考えについてですが、果樹やフルーツの団地化の取組については、樹園地が面的なまとまりをも持つことで、作業の省力化や高い生産性が見込まれ、それにより効率的かつ安定的な農業経営が可能となり、担い手確保や生産基盤の強化につながることから、持続性のある果樹栽培を進める上で有効な施策の1つであると認識しております。

本町においても、この取組は産地維持のための方策の1つとして考えられますが、団地化のためには、農地の集積やかんがい施設の整備、また幼木の植林、育苗など、相応の初期費用が必要になります。また、植林から果実収穫まで時間を要し、その間の収入が見込まれないなど、当初の段階では農家負担が増大してしまうことも考えられます。

町といたしましては、将来的な担い手問題なども含め、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、町民が望む構想や具体的な政策計画についての1点目、町民が「わくわく」「ドキドキ」するようなイベントや「夢」を持てる構想・計画についてですが、「わくわく」と「ドキドキ」は、どちらも期待や喜びで胸を躍らせる様子を表す言葉であり、イベントの開催に当たっては、このことを念頭に最大限、町内外から来場される方々のご期待に応えられるよう、知恵を絞ることが肝要と認識しております。

本町ではこれまで、町民の笑顔や地域に元気を取り戻すべく、復旧・復興期間にはふれあい産業祭を、コロナ禍による行動制限・自粛の状況下にあってはひまわり祭りや打ち上げ花火イベント、地域活動団体と連携したイルミネーションイベント、コダナリエなど、その時々状況に応じ、工夫を凝らしながら、わくわくドキドキの提供に取り組んできたところであります。

町といたしましては、今後とも町民と町外からの来場者が共に楽しめ、期待感で胸躍るイベントの企画・実施に鋭意努めてまいります。

また、夢を持てる構想・計画については、本町の最上位計画である第6次山元町総合計画が、町民の夢や希望を集約した我が町の輝ける未来への指針であり、その思いを3つの基本理念に据えて、各種施策を展開しているところであります。

本計画スタートから5年目となる今年度は、アクションプランである実施計画の中間期を迎えることから、総合計画に掲げる目標の達成状況を踏まえ、施策の在り方を検証するとともに、新たな行政ニーズの把握に努め、基本理念に掲げる夢や希望に応えられるよう、実施計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、小中学生や若者との交流会や懇談会についてですが、まちづくりは未来づくりであり、その未来を担う小中学生や若者が町の未来や課題をどう考えているのかなど、直接その思いを伺う非常に大切な場だと認識しております。また、このことは

公聴という役割のほか、小中学生や若者に町政への興味・関心を喚起し、まちづくりを自分事としてとらえることで郷土愛を育む貴重な機会でもあると考えております。

私が目指す「町民が主人公のまち山元町」の実現には、これからのまちづくりを担う発想力豊かな子供たちや、斬新なアイデアを持つ若者の意見については、欠かすことができないものと考えておりますので、より効果的な手法を模索しつつ、今後、行政区単位での実施予定の地区懇談会をはじめ様々な場面を捉えながら、町民の皆様と意見交換ができる機会の確保に引き続き努めてまいります。

次に、4点目、「やまもとPR隊等」の制度を導入した町のPR推進についてですが、PR隊につきましては、各自治体の魅力発信、イメージアップ、知名度向上等の様々な役割を担い、各種のPR活動を展開するものと認識しております。

本町における町のPR策といたしましては、町民向けに広報やまもとを発行し、また町外に居住する方々に向けては、ホームページやSNS等を活用し情報の発信に取り組んでおります。特に、近年は、町の若手職員で編成したプロジェクトチームによるふるさとCMの作成やYouTube等での配信など、新たな手法を用いながら町の魅力や情報を発信しており、併せてイベント開催時においては、町内外を問わず、町のPR担当係長であるホッキー君が積極的に参加するなど、様々な形でのPR活動に努めているところであります。

また、行政としての広報以外にも、地域において町の情報を積極的に発信いただく方々のご尽力は大きく、本町のPRに多大なるご貢献を賜っているものと受け止めております。こうした方々の活動は、まさにご指摘のありましたPR隊活動と同様であると考えており、町といたしましては、町内の随所でご活躍されている方々と連携しPR活動を展開するとともに、山元PR隊の導入については今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、小学校再編における進め方についての3点目、地域や保護者と町、教育委員会における現状認識や理解に乖離はないかについてですが、再編検討については、昨年度の小学校再編に関する町長との懇談会の中でも、地域や保護者から様々な学校に対する思いやご意見をいただいたところであります。

その内容から、再編に関する賛否や温度差があることは承知しておりますが、今後、少子化が進展するであろうことなど、現状に対する認識等について大きな乖離はないと考えております。

今後、具体の再編検討を進めていく上で、町民の方々からご理解をいただかなくてはならないことなどがあるため、今後も丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、再編完了時期及び再編までの数年間の子供対策の考えと計画についてですが、従前の想定スケジュールでは、令和10年度もしくは11年度に新小学校開校を計画しておりましたが、昨年度、一旦保留となったこともあり、具体の再編完了時期については、詳細の検討スケジュールを立て見極めてまいりたいと考えております。

また、再編までの数年間の子供の対策については、町全体で共通して教育活動の充実を図るみのりプロジェクトへの取組や、教育環境の違いを踏まえた交流学习等、学校関

係機関、保護者、地域等との連携を図りながら、より一層充実させてまいりたいと考えております。

次に、5点目、新たな校舎等の建設を待たず、準備から完了まで現状の校舎を活用し、順次、再編を開始する考えについてですが、議員もご存じのとおり、現在の児童数を全て受け入れる小学校がないことや、仮に何か所かに分けてスタートした場合、何度かの引っ越しが生じ、それに応じた対応が必要となって、子供たちにも大きな負担が生じることが想定されることから、現実的には難しいと考えております。

小学校再編については、平成30年の再編方針から既に5年が経過していることから、改めてできるだけ早く検討を進め、子供たちの教育環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、町民が望む構想や具体的な政策計画についての3点目、スポーツや文化における活躍者や功労者への新たな褒賞についてですが、現在は各種規則等に基づき一定の基準を満たした個人や団体に対しまして、それぞれの分野における功績に敬意を表し表彰しております。

町においては、スポーツ功労として、スポーツで一定の活躍をした個人や団体を対象とした表彰や、教育文化功労として、教育または文化の振興に貢献した個人を対象とした表彰をしており、教育委員会においては、社会教育に特に功績が顕著な個人を対象とした表彰を行っております。

また、関係団体の褒賞ではありますが、町スポーツ協会において、スポーツ向上に寄与した個人や団体を対象とした表彰や、町文化協会において、地域文化振興の功績のあった個人や団体を対象とした表彰を行っております。

このように、現在、一定の褒賞は行っているものと認識しておりますが、新たな褒賞につきましては、その対象者や手法等について他自治体等の取組を参考にするなど、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）1番伊藤貞悦君の再質問を許します。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。再質問ですが、大綱の2番目から順番に進んでまいりたいと思います。

まず、大綱第2、我が町の特産品リンゴの持続可能な将来構想についてでございます。このことについては、町の広報紙5月号、これの、非常に、私も目を通しておりますが、よくできておりますが、このページの中に、20ページに令和4年度第8回山元町の魅力発見入賞作品発表という中に、標語部門、この中にですね、山元町の魅力発見賞というふうなものの中に、「緑豊かな深山 北寄も苺も林檎も最高 山元町」などという標語を書いてくれた小学生や、この標語の中にもうたわれている、やはり山元町といえばリンゴ、イチゴ、ホッキ、それに近年はシャインマスカット等がありますが、イチゴについては大分、震災後、落ち着いてはきておりますが、現状は、このリンゴは今後を考えたときにどうなのかというふうなことを考えると、やはり町の特産品を考えたときに、このことから非常に危惧されております。

これを早くから手当てをしていかないと、なかなか厳しくなるのではないかと考えておりますが、町長はどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

町長（橋元伸一君）はい、議長。午前中の菊地議員の質問にもありました、各種いろいろ、農作物、あるんですけども、リンゴというのはですね、私、リンゴを作っていないんですが、伺っておりますと、本当にリンゴほど、やっぱり作るのが大変な果物がないというふうに伺っております。消毒をするのにもですね、上から消毒をするのではなくて、下から上に向かって消毒しなきゃいけないとかね、何かそういうふうなことも聞いて、自分にもかかるんだというようなことを聞きましたし、リンゴ、私も大好きで、多くの方から、山元町のリンゴについては好評をいただいております、これがなくなるということは本当に大変なことです、何とかして続けなくてはならないと、続けていただきたいというふうには思うんですが、結局その作る方たち、後継者不足、それは多分そのそういうふうな苦勞もあるというところなのかなと、なりわいとしてなかなか大変なところがあるのだなと。

リンゴ農家の方ですと、見ていると、リンゴだけではなくて米を作ったりいろんなことをして、それで生計を立てている方が多いのかなというふうに思いますので、その辺を町です、どこまで支援できるのかというのは、今回、貞悦議員から提起されましたようにですね、本当に重要なことだと思うんですが、まだですね、その支援の仕方といいますか、どこまでそのリンゴを継続していただくための支援がまず町としてできるか、そしてどこまであったら継続していただけるかというところはですね、そこまでまだ至っていないというのが事実であります。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。イチゴや稲作については法人化等々が大分進んではおりますが、このリンゴについては、個人経営、そしてそのリンゴについては自分のところで全て販売できるというふうなことで、法人化等々はないわけですが、このままいくと山元町の現状は、リンゴをやめている方が非常に増えてきております。やめた方はどうするかというと、伐採して、抜根して、平地にしてしまう。新たにリンゴ栽培を心がけて、はい、就農しようと思っても、最低でも5年ぐらいかかってしまう。

そのようなことを考えたときに、やはりここは町である程度の方策・施策を考えて実施していかないと、これは途絶えてしまうのではないかと。我々委員会では、利府をはじめですね、いろんなところを視察しておりますが、やはり相当の年数をかけて維持していこうというふうなお考えを示されておりますが、我が町でもやはり、もうすぐにでもこれをやっていかないと、後で取り返しがつかなくなってしまうというふうに考えられるわけですが、そのような将来についての計画は考えているかどうかについてお聞かせください。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたが、大変やっぱり作るのが難しいというところもありましてですね、またそのリンゴをどのようにして今後、継続してもらうか、残していくか、後継者をどうやってやっていくかというのをですね、他の自治体のやっぱりこれまでのですね、事例なんかも参考にさせていただいて、今後ということで先ほども答えたようにですね、具体的な内容についてはまだ何も進めていないというのが実態であります。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。リンゴの栽培農家の方は、6号線から大体上の方、特に東街道沿い、これはアップルラインなどというふうな名称で呼ばれていたこともありますが、どんどんどんどんそれが減ってきております。

先ほどの菊地議員からの、いわゆる東街道を改修すると同時に、リンゴとかフルーツ

の団地をですね、特に南斜面で使っていないところがたくさんありますので、今であれば安価というか、安い値段で耕作をしていない農地を購入することが可能だと思います。そんなふうなところを早め早めに手だてをしてですね、やっぱりリンゴについて、南向きで風の当たらない、水はけのよさそうなところを念頭に少し計画を立てていただきたいと思うわけですが、そのことについて最後にもう1回だけ、そういうふうな前向きに検討するのか否か、それも5年後とか10年後ではなくて、すぐにでもやっていただきたいと思うのですが、町長の正直な考えをお聞かせください。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。まずはですね、リンゴ農家の方たちからそのリンゴの魅力といえますか、いいところもあると思うんですが、大変なところっていうのが多分往々にしてあると思います。そういうところもまず確認をさせていただいて、それで就農ですね、新規就農、自分の家族じゃなくても、他人でも、もし作りたい、後継したいという人がいれば、私が教えますよと言っただけのような農家とかもですね、つながりってどうやって今後つくっていったらいいか、それは本当に難しいことだと思います。

先ほども、午前中の中でも出ました、そのまちづくり、まちおこし協力隊の中でも、イチゴに限らずですけども、営農に関しては、その入っていただける方が何をしたいかっていうところと、町でどのようにしてそれに協力できるかというところも含めてやっていきたいと思いますので、まずはですね、その魅力なり、大変いろんなところ、大変なところも含めて、その洗い出しからかなというふうには感じております。

今すぐにですね、あした、あさってからとか、すぐにじゃあ取りかかりますというのはいちよつと難しいかなというふうには考えております。ただ、その辺は、手当ては今後ですね、イチゴやほかの米なんかと一緒に、それも考えていかなくはない課題かなというふうには考えます。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。ありがとうございます。あわせて、私が子供の頃は、浜通りのほうにも梨の畑とか、それからブドウ園とかあったわけですが、もう現在は、震災後ですね、それが途絶えております。東部のほうでまだ作付されていないというようなところ、それから公共用地っていうか、町の土地もあるはずですので、そういうふうなところを、そういうふうなフルーツとか果樹の団地というふうなことで計画できないか、まず考えられないか、そのことについても町長のお考えはいかがでしょうか。もし具体的な話があるのであれば、農林水産課の課長でも構いません。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。リンゴの場合ですね、やっぱりほかの作物と違って、なかなかその団地化というのが難しいかなと。ただ、でも難しいとも言ってられませんのでね、どういふ、まあ団地化してしなくても大体こう、もう場所、決まったところに皆さん植えていますので、それをだから今後どのようにできるか、その団地化という表現がどうなのかっていうこともありますけれども、その辺も含めてですね、今後検討をしていきたいというふうには思いますが、やっぱりこう、今すぐ簡単に団地化というのはいちよつと難しいのかなと、厳しいのかなというふうには感じております。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。分かりました。このことについて、リンゴについてはぜひ早急に検討していただきたいと思います。

それでは、大綱第3、町民が望む構想や具体的な政策計画についての一般質問を行いたいと思います。このことについても、いわゆるこれからの山元町、いわゆるまちづくりなわけですが、特に（4）のやまもとPR隊ですね、河北新報の2023年6月5日

の新聞に、茶室修復へ寄附増加中、クラウドファンディングだと思いますが、サンドウィッチマンがラジオでですね、放送したわけです。このことによって、この茶室修復の寄附が増加している、非常にうれしい悲鳴なわけですね。

というふうなことは、私どもが一生懸命努力をすることも重要ですが、このやはり我々の山元町をPRする方法って非常に大事だと思うんです。こういうふうなことを含めて、いろんな方がこれまでですね、PR隊とか協力隊とかいろんな形で提言しておりますが、もっともっと山元町をPRするような、または名前を売るようなことを、町長は何かお考えはありませんでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。今回のですね、ただいま伊藤議員のほうからありました、その茶室におけるクラウドファンディングについてのサンドウィッチマンさんのですね、ラジオでの呼びかけ、確かにもうあの一言でこれまでの金額の一気に倍以上に、たった1週間、2週間で寄附金が集まりました。そういう知名度の高い方たちのあのような声がけ、PRですね、というのは本当に大事だと今回つくづく思いました。

それで、そのPR隊ということで、多分、貞悦議員のPR隊というのは、よそのよく自治体で、何というんですかね、こう、町をPRする、何ていうんですかね、チームみたいなのがあって、その人たちがいろいろこう、いろんなところに出てきたりなんかして活動しているっていう部分なのかなというふうには思ったんですが、そのPRの仕方はいろいろあると思うんですが、まあ一般の私がもしチームに入ってやったとしてもなかなか、やはりああいう知名度のある方が表に出て初めてそういう効果が出てくるのかなというのがありますので、先ほども回答しましたようにですね、町としてはホッキー君を使ったり、あとは何らかの取材があったときにはできるだけ私も顔を出すようにしますし、町の宣伝になればと思って出てはいくんですが、何せやっぱりその知名度が少ないということもありますので、今後、今回、茶室のこともありますので、そういうことも含めて、できればそのような有名な方たちにですね、何かそういう大使的なこととか、そういうことが頼めればなというふうには考えておりますが、まだその現実には至っていないというのが事実であります。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。観光大使については後ほど別の同僚議員がきちっとした、この場でお話をされると思いますので、いろんな形で我が山元町をPRしていく必要があるんだろうなと思っております。私も、宮城県だけじゃなくていろんなところでどこですかかって聞かれて、山元町、やっぱり宮城県亘理郡の次に山元町と言わないと、はあ、どこですか、それでもどこですかって言われます。宮城県と福島県の境ですというふうな単語を入れていかないと、なかなかこの知名度は、皆さんの頭の中に浮かんでこないというふうなこともありますので、やはりいろんな形でこの山元町のPRを推し進めて、やっぱりいかなければならないんだろうなと思います。

そんなふうなことから、褒めることとか何かというふうなことも大事なのかなと。それで、どんなふうにして褒めていけばいいのか。（3）番の郷土の誉れとなるようなことなんですが、毎年1回、町では表彰式を実施しておりますが、あまりにもこれは位が高過ぎないかって私は思います。消防団の活動をされた人とかですね、等々を1年に1回表彰しているわけですが、見てみたら、この広報やまもとの5月号にも、結構いろんな形で協力をしてきている人がいっぱいいるんですね。

例えば16ページに、温かいご支援に感謝、フレスコ（株式会社）から絵本とかね、

何々工務店さんから運動用品の寄贈とかというふうなこととか、いろんな、山一小児童クラブへおもちゃの寄贈とかって、結構載っているわけですね。

こういうふうなことは、例えば感謝状とかね、表彰状とかというふうなことを出しても私はいいんじゃないかと。もらったほうはうれしいわけですよ。例えば会社であれば、会社の入り口に張っておけば、会社のPRにもなる。それは町のPRにもなる。そうすると両方ウィン・ウィンですよ。

ですから、その10年間勤めないといけないとか、30年間やんないともらえないと、それは叙勲とかですね、県民栄誉賞とかっていうふうな、もっともっと位の高いところであれば分かりますが、もっとですね、1歩下がって、褒賞・表彰と感謝状というふうなことを考えてもいいんじゃないかと。それは一般の町民だけではなくて、中学生や小学生にも出して私はいいと思います。やっぱり子供も褒めて育つっていうふうに昔から言われています。

ですので、例えば山元中学校が県大会で優勝したと、これはですね、多分、町長室に報告に来たのか、来ないのか、来たんだと思いますが、その後どっかでチームを表彰してやってもいいのかなと思います。そういうふうなことは教育長とか町長は考えたことはございませんでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私もですね、いろんな場面を見させていただいて、まず毎朝立っていただいている学校の見守り隊の方たちとか、あとは震災前から多分いろいろやっていたと思いますが、自分の地域、その目につくところにですね、花を植えていろいろ環境整備をしていただいている団体とか、いろんな方たちがおります。そういう方たちに感謝状を出すということは、私は賛成であります。

今のところはですね、先ほど教育長のほうからも回答があったようにですね、一応町の表彰規定なり、そういうものに照らし合わせた部分でのまだその表彰しかしておりませんので、その部分に関してはですね、今後検討をしてですね、私もそういうふうに今、住民の協力をいただかないと、町、なかなかですね、町行政だけではまちづくりというのは成り立たないというふうに思っています。ですから、地域住民の方たちがそうやっているいろんな形で協力をしていただいているということは、すごく町にとってもありがたいことですので、今後、その辺も含めてですね、新たな表彰規定をつくるか、その辺の内容のあれですね、見極めをして、それで見直しなんかもして、その辺をですね、町としての感謝の気持ちを伝えられるような形はいいことだというふうには考えております。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。ご質問のあった、その褒賞ということについては、先ほど答弁でお答えしたとおり、スポーツ文化で功績・功労のあった方ということで、これはもう基準が決まっていて、それに沿えば対象となると。先ほど議員のほうからお話があった、支援をいただいたり、寄附・寄贈があったり、あと中学校がですね、県大会で優勝したりってというのは、またその質問にあった褒賞とはちょっと別かなというふうに思うんですけども、ただ、そういう部分であっても、議員のお話のとおり、その行為なり実績なりをですね、何かでたたえるということはあっていいことかなと。

中学校の野球の県大会の優勝に関しては、そこまでのことはちょっと考えませんでしたけれども、広報で取り上げてもらうこととか、その他のことでその実績をたたえるような形で一応応えたかなというふうには思っております。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。その表彰についてはですね、そんなに難しいことではないと思うんです。例えば町長表彰、教育長表彰、議長表彰というふうな、長の表彰で済むこともあるわけですから、そういうふうなこともこれから考えていっていただきたい。特に学校あたりは、1年間無遅刻・無欠席だと精勤賞とかね、3年間だと皆勤賞とか、それからよく広報やまもとにもありますが、虫歯ゼロの子供とか家庭にも表彰したり、いろんなことをしていますよね。そういうふうなことをもっともっといろんな形で町で取り上げてしてやれば、ああ、町はいろんなことを考えてくれているんだなというふうなことになってくると思うので、ぜひそういうふうな観点から考えていただければと思います。その褒賞・表彰については、そういうふうな方向でお考えいただきたい。

それから、(2)の小中学生や若者との交流会や懇談会について、河北新報をはじめ、いろんな新聞にその各市町村で今いろんな形で交流会や懇談会、意見交換会を取り上げられております。結局、これが若者の考えや意見を聞くというふうなことだろうと思います。町政懇談会や地区懇談会は悪くはないわけですが、若者の意気っていうか、純な声をもっと聞いていっていいんじゃないかと。学校はなかなか忙しくて大変だというふうな、そのできない理由を探さなないで、夏休みでもいいし、土曜日とか日曜日でもいいわけですから、いろんな形でぜひこれはやってですね、そういうふうな気持ちを啓蒙したり喚起をするということは、必ず町に次の代になって跳ね返ってくると思うんですね。そういうふうなことを考えていけないかどうか。これはすぐにでも私はできるんじゃないかと思うんですが。

川崎町に行って、川崎の町長が言っていました。いや、小学生、中学生と懇談会をやったら、我々が考えていないようなことが出てきてびっくりしましたというか、驚かされました。やっぱりすぐに町政にも生かすことが可能なこともたくさんありましたというふうな発言もされておりましたが、このようなことを、例えば議長懇談会でもいいし、教育長懇談会でもいいし、町長懇談会でもいいと思うんですよね。だから、そういうふうな交流会でも何でも、そういうふうなことをやろうとするお考えがないかどうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。何ていうんですかね、子供議会とかそういう難しいことではなくて、子供の意見を聞く場というのは大事だと私も思います。それで、今議員から出たようにですね、やはりその枠にとらわれない発想、考え方ですね。大人が忘れかけている、自分が若い頃の思いとかそういうことを直接子供から聞くというのは、大事なことかなというふうに思います。

先ほど最初にお答えしたとおりですね、若いという表現が正しいのかどうか分かりませんが、小中学生、そういう人たちの発想というのも大事だと思いますので、できればそういう機会も設けて今後ですね、いきたいというふうに思います。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。同じ質問ですが、教育長はどうでございましょう。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。一昨年でしたか、町長との懇談会を企画しましたが、私のほうでは、子供たちに自分で考えて発言させるという機会をできるだけ設けていきたい、それで今、子供たちがですね、やはりいろんなことを自分で決まりを見直したりというようなこととか、意見を発表することが求められていて、そのことが私は非常に大事なことだと思っておりましたので、一昨年のような企画もしました。

それで、私の立場から言うと、子供たちがそういうふうに関心を持って話したりする機会を設けて、設けるということについては大いに賛成です。ただ、それを町政

に生かすとか、町長に向けてということにするかどうかということとはまた別かなど。ここは調整をしていく必要があるかなど。

今年度は今年度で学校現場ではですね、スマホとかメディア等の使い方について、子供たち自身に考えて話し合いをさせて、子供たちの宣言のようなものをつくるというようなことを今、企画して進めようとしているところです。

ですから、そういう機会は今後もいろんな形で持っていきたいと思いますが、それを進めるに当たっては、学校とあと町との調整をしながら、あまり学校にこう、負担にならない、私の立場から言うとですね、負担にならないような形でうまくできればいいかなど思っております。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。私がなぜこのようなことを話をしているのかということ、ここ1か月ぐらいの間に、河北新報の小中学生の声の欄に、山元中学校の生徒が何回も出ておりますね。挨拶のことについてとかですね。ですから、それだけ関心を持ったりなんかをして投稿しているんだと思います。ですから、考える力や発言力はついているのかなというふうなことから、やはり大人や社会を批判する目を養うことも必要なことですので、やはりいろんな形で声を発することとか、意見を言わせることっていうのは大事なことだろうと思いますので、ぜひそのような企画、計画をしていって、町に生かしていただければと思います。

それでは、大綱第1に進みます。小学校再編における今後の進め方について、1つ目、学校の環境整備における最重要課題をどのように考えているのかというふうな問いに対して、町長は、どこに造るか、校地である、一番は、最重要課題は、環境の中でもどこに造るのか、校地・校舎をどうするのかというふうなことが最重要課題だというふうに捉えておるようですが、このことについて、もっと町長は別の考えがあれば、あればですね、述べてください。環境は、校地・校舎で間違いないでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。環境は校地・校舎で間違いないというのは……。（「学校の環境整備における最重要課題」の声あり）はい。中身の環境というのはまだ、まだっていうか、順番から言ったらですよ、環境って言っちゃうと広がりますので、その中でもまずはだから、そのどこに造るか、場所。結局それが今度はまちづくりにもつながってきますので、いろんな形で関わりが出てきます。何もないところの山の中に造ったんでは、今度は子供たちが、何ていうんですかね、周りの目が届かなくなったりとかもあるだろうし、いろいろなことが考えられると思います。

物事をやるときには、それぞれいろんな考えを持っている方がいると思うんですけども、私としてはやはりその学校をまずどこに、場所、それでどれだけの面積を取ってどういう形で、それで中学校との関わりとかね、そういうことも含めてやっていければというふうに思いますので、まずはその校地・校舎ということで、場所で、場所をどこにまず選定するかということから整えていければというふうには思っております。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。分かりました。それで、大綱第1、小学校再編における今後の進め方についての、私は一番最初は、(2)にあります学校再編を描いたまちづくりの未来のビジョンや都市計画、これがないと、これは進めないのではないかと思っているわけです。やはりこれをきちっとして、したところからやっていかないと、もう町長はこのように1学区を1校にするというふうなことを明言されました。それで、次はどうするかっていったら、やっぱり次、まちづくりの観点からそのように町長は決断をされ

たわけですから、次に未来のビジョンとか都市計画、じゃあどこにどういうふうにして、ここに造ってこういうふうにするんだというふうなことを描いて計画を町民に示していかないと、これはまとまらないと私は考えているわけですが、これについてはいかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。まちづくりを考えて1つにするというふうに私は決断したわけではなくて、まずはやっぱり今の現状の子供の人数とかそういうものを含めて、できれば子供たちのために、今の人数であれば、400、全部で80人ぐらいですかね、いまですと、それはもう大体一学年二クラス、三クラスぐらいで、学校規模としてはちょうどいいぐらいなのかのと、いいといいますかね、マンモス校というふうなほど大きいわけでもないですし、逆に今度は小さくなり過ぎていろんな行事に制限なりなんなりも出てきますので、私としてはまず子供たちの教育環境を考えて、その1つにしたほうがいいというふうに決めたわけです。

それで、あとは学校の中身に関しては今後、教育委員会のほう、専門部局のほうで、どのような学校の在り方がいいのかとか協議をしていただいて、私より先に教育委員会のほうでは、1校にするというふうな提案をしたわけですがけれども、その時点である程度、学校の中身の今後のっていうのはまだできていないというふうに聞いていましたけれども、私としてもそれと、今度はまちづくりというのはやっぱり同時並行でやらなくてはいけないというふうに思ったことによって、今回、町としての考え方として、私の考え方として、教育委員会は教育委員会、町としては町として、まずその方向性を決めたということで、議員が言うように、そのビジョンに関してはこれから考えていくというところで、まだその中身の具体に関しては進んでいないというのが事実であります。

ですから、これからある程度のその方向性を認めていただいた上で、今後ですね、どのような今度は形がいいのかというのも示していければというふうには思っております。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。私も説明の言葉が足らなかったんだと思いますが、苦渋の決断をされてきて、このような形になったんだらうと思いますが、いろんな方と話をしたり意見を聞いたりすると、やはり若い人たちは特に、1つにするのはしょうがないのかなというふうなお考えも大分聞かれます。

そこで問題が私はあると思うんです。これからこの学校を1つにして進んでいったときに、あと最低でも5年はかかる。じゃあその5年間で、今の子供たちはどうすんだ、この話合いが全然されていない。これから先の5年、5年後の話はしても、今の子供たちはどうすんの。今回1つの学校にするの理由の中に、複式学級がまずいというふうな考えが大きくクローズアップされております。今、複式学級が現存しているわけです。それを解消しないのか、できないのか。じゃあその方法を考えないで、これから何年も前に進むのか。これは私は大きな問題だらうと。

ですから、1つにすることは1つにする、それは結論を出したのでやぶさかではないかもしれないけれども、今の子供たちをどうするんだというふうな話合いをなぜしないのか。そこが私は大きな問題ではないかと考えているんですが、そのことについては、町長とか教育長は考えているのかどうか。

議長（岩佐哲也君）今のは（3）に入ったんですかね。（町の考え方を」の声あり）いやいや、（3）だから区切りのところでちょっと休憩を入れますので、（3）に入ったってことです

かね。はい。取りあえず今のところまで進めてください。まず最初に町長から。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。学校の中身ですね、細かいところに関しては教育委員会のほうでお答えさせていただきたいと思います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。複式学級のことを今言っていたいたんですが、複式学級が、何ていうんですかね、絶対駄目だということではない。できれば避けたいと、それは前回の検討委員会のおきからなんですけれども、ご承知かとは思いますが、1つの教室に2つの学年が入って、1人の教員が2つの学年を時間をずらして指導するというのが複式です。片っ方の学年に半分の時間を使い、片っ方の学年に半分の時間を使う。その間、反対側の学年の子は自学自習するというふうな形が複式学級です。この状態が絶対あってはならないということではなく、制度として認められていることですし、そういう体制で教育活動を行っている学校はほかにもあります。

ただ、検討委員会で検討した際には、実際そういう授業の様子等を見て、できればそれは避けたほうがいだろうと。要するに、それで学ぶ力がつかないとかそういうことではないんですが、結局、子供たちが時間的に学ぶ時間が少なくなるんですね。教員は一度に2つの学年の授業準備をしなければいけないという負担、こういう状態はできるだけ避けたほうがいいということで、今実際そういう学校がありますけれども、それに対して、教育委員会としてどうしているかっていうと、支援員を配置しています。支援員というか、教員補助の方を配置しています。

教員補助は、一般の方だと学校に入る場合は支援員という形で入るんですが、教員補助というパターンに関しては免許を持っている方っていうことで、条件をつけた形で入っていただいています。学校の先生には、その先生が前に出て授業することはできないんですけれども、正式の教員ではありませんので。ただ、自学自習するというときに、免許を持っている方がそばについていろいろアドバイスできるような形にしたほうが子供にとってはよりいだろうと、そういう体制をつくっているようなところ、最近、統廃合が進みました丸森は複式学級、幾つもありました。4つ、5つの学校で複式学級がありました。丸森のほうでは、今申し上げたような教員補助の体制で複式学級をサポートすると。私もそれを参考にさせていただいて、今、町内にある学校にはそのような対応をしています。

それで、結局、複式学級ってのはもう人数の問題になりますので、今後、人数が減っていったら複式学級が何年間のうちに発生する可能性はあるだろうなと思っていますが、そうなった際には、できるだけ今お話ししたようなサポート支援の体制を教育委員会としては考えていきたいなと思っています。以上です。

議 長（岩佐哲也君）3番終わりでもいいですか。（「いや、さらにどこまでも続きます。」の声あり）

議 長（岩佐哲也君）じゃあここで暫時休憩とします。再開は14時35分、2時35分とします。

午後2時22分 休 憩

午後2時35分 再 開

議 長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議 長（岩佐哲也君）1番伊藤貞悦君の再質問を許します。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。ポイントをですね、整理しながら再質問を進めていきたいと思
います。

小学校再編についての考えで、小学校は、町長はまちづくりだというふうな捉え方を
されて、その観点から進めていきたいというふうなお考えを示されました。私もそれは
賛成であります。それで、やはり先ほども話をしていきしましたが、まちづくりの観点か
ら言ったら、ビジョンとか都市計画をきちっと示して進めていくのが、やっぱり第一義
っていうか、スタートだと思うわけです。

例えばどこに校地・校舎を造るのかというふうなのを1とした場合に、私は、いろん
なところでいろんなことを経験をしたり見たりしてきました。例えば名取市の例、増田
中学校、名取二中の校地・校舎の造り方、みどり台の中学校の造り方、それから岩沼市
の例では、岩沼西中、やはり周辺がもう、学校ができれば周辺は住宅地になると、そう
いうふうな構想を最初から持っている。増田中学校などはどうかというと、高校が周辺
にあって、道路から下はもうどんどんどんどん開発されている。みどり台は住宅地とい
うふうに。それから、近い例では、ずっと昔、尚英中学校って、新地辺りは高台に造っ
て、やはりここも住宅地になっている。ただ、残念なことに亙理中学校だけ山の裾野に
造ったせい、周辺が亙理高校のグラウンドがあるだけで、あまり開発されていない。

というような観点からしたら、やっぱり山元町は、山元中学校を1つにして、今度は
小学校も1つにするんだとすれば、一番最初にその校地のレイアウトや、どこに造るか
というふうなところをきちっと町民に示していかないとなかなか厳しいんじゃないか。
なぜこんなことを言っているかっていうと、実は5月に小学校の運動会に招かれて私は
山下小学校に行きました。それなりの人数で運動会ができます。何で1つにしくちや
駄目なんだよという声も実はあるわけですね。素直な感想だと思います。

ところが、やはり小さなというか、少人数の学校はやっぱり、大きな学校とやっぱり
一緒にやりたいというふうなことを考えたときに、一番最初にそういうふうなことを、
きちっとしたビジョンを出さなくちゃならないんだと。それから、今いる子供たちをこ
れから新しくなるまでどうするんだというふうな計画を示さなければ、私は責任上、そ
ういうふうなことを示しながらやっていくのが、責任ある立場の人間だと思って、今発
言をしているわけなんです。

ですので、今後、いろんなスケジュールを考えたりなんかして、多分5年はかかると
思うんですが、5年間のそのような計画はきちっとできているのかどうか。これからな
わけですね。そのこれからの計画の中で、それらの町長は一番何をポイントにして計画
を進めていくのか。校地の選定ですか。校地の選定。それはゼロベースですね、今のと
ころ。

そうすると、では質問を変えます。校地の選定はいつまでにやりたいと考えています。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。これまでですね、その学校をまずは1つにする、しないの部分
のまず問題がありました。教育委員会としては、1つにしたほうがいいのではないかと
いう答申に対しての回答は出していましたが、町としてこうだということは、これまで
ずっと回答を避けていたといいますか、やっていませんでしたよね。まあそういうのが
あって、昨年就任してまず1年間、業務をちょっとストップしていただいて、私なりに
いろいろと1年間考えさせていただきました。

ですから、この間にもう1つにするという方向での学校の整備ということは一切考え

ておりませんでした。まずどうするかというところからスタートしましたので、それで業務をストップしていたこともありまして、教育委員会のほうでも、ですから全然何もしておりません。ので、ゼロからのスタートと。

ここから今後はですね、私といたしましても、小学校は1つのほうが子供たちのためにはいいだろうということで結論を出しましたので、あとは、これからはできるだけ早い、早い段階といいますか、スピーディーにですね、議員がおっしゃるようにですね、場所なり、学校の在り方だったり、規模だったり、そういうことをですね、今後進めていくようになるということで、それもですね、場所をいつまでと言われますが、それも今から考えますので、それって一番本当に大きいことだと思いますので、場所が決まって形が決まれば、あとその後はもうばーんと進むと思うんですね。そこまではある程度ちゃんときちっと時間をかけて考えるべきだと思っていますので、ただただ延ばす気はありません。ただ急いでいるからって言って、簡単にすぐにいつまでって言うことではなくて、そこは慎重にちゃんと考えて、まずある一定の基本方針が決まったら、あとは議会のほうにもちゃんとお諮りいたしますし、報告もいたしますし、そういう形である程度、スタートラインに立ったら、あとは早急に進めればというふうには考えております。ですから、今の段階ではまだ全然、その場所もですね、そういうことはできていないというのが事実であります。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。その場所の選定や、この小学校の再編についての管轄部署は、町長はどこを考えています。新たな部署を考えるのか、教育委員会、教育総務課を考えているのか、そのことについていかがですか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。まあ学校ですので、中心になるのは教育総務課が中心に、教育委員会のほうになるとは思いますが、場所とかいろいろ、何というんですかね、その中身だけではなくて、そのいろんな環境の部分でお金とかもかかりますので、そういう予算的なほうもありますので、そこには執行部としても一緒に連携をしてやっていきたいというふうに思っております。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。例えばプロジェクトチームをつくるとか、コーディネーターを入れるとか、そういうふうな考えはなく、町独自でっていうか、そういうふうなことで今後進めていく考えですか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。専門家ですね、やはり意見というのが大事だと思いますので、その辺も含めて、どういうふうにするのが一番よくて、一番こう、うまくスムーズに進めるかというのも考えましてやっていきたいというふうには思います。ですから、必ずしも、教育委員会と町だけというふうには限らないと思います。そういう有識者なり、そういう方を、その委員会なりなんなりをつくってですね、そういう中に入っただくことも考えられるということはあると思いますね。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。候補地の選定から一本化するのに、町長は何年ぐらいかかると思います。スムーズにいきますか。候補地の選定をして、そこにまとめて、校地はここだよって決めるまでどのぐらい時間を要すると思いますか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたが、今ここでどれぐらいと言われましてもですね、ただ、できるだけ、早くっていう表現がね、適当なのかどうか分かりませんが、先ほども言いましたように、私としては、子供たちの勉強する環境づくりは早いほうがいいと思いますので、できるだけ早い段階で場所なりなんなりを決めて、ただ先ほども

言いましたように、その早いと言ってもですね、むやみやたらにただ突っ走るのではなくて、そこまではきちっと時間をかけて、皆さんと協議をして、それで一番いい場所、方法、在り方を考えてスタートラインに立ちたいとは思っています。スタートラインに立ったら、そこからは急いで進めるところは進めていきたいというふうに考えております。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。教育長は、大体この計画で用地選定から、校地の場所を選定するのにどのぐらい時間かかると思います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。先ほどの答弁の中で、以前のスケジュール、想定スケジュールでは令和10年、11年頃に新しい小学校開校というふうに考えていたとお話をしました。そのことを以前、全員協議会でスケジュールを示したことがありましたが、そのとき考えていたのは、令和4年、5年が、の2年間で大体今後のことの検討、6、7、8で、校舎を改築するなり、新築するなりってということもあれば3年ぐらいで、3年ですっきり終わるわけではないと思うんですが、その後2年間、各学校の閉校と新しい学校の開校の準備、今、山元中学校、令和3年に開校しましたが、その前2年間、再編準備の委員会を設けまして、校歌だの、制服だのなんだのということではいろんな準備を2年がかりでやりました。小学校4つをもし閉校ということで進めるとすれば、前の経験もあるので、その辺で2年はかかるかなと。

ただ、先ほど言いました校舎の増改築だの、建築だの、3年というふうにしましたが、その再編の準備をしている2年間も、校舎は別途造るとなれば、それは進められると思うので、5年ぐらいの見通しで新しい学校校舎というのが使えるようになるかなというふうなスケジュールでおりました。大体見通しとしては、そんな感じかなと思います。

それで、今、その再編準備が一旦ストップして1年間、本当にこちらも何も検討は進めませんでしたので、ここから検討をさらに具体的なものを詰めていったときに、今年度は5年度ですから、今年度、来年度ぐらいで、今後どのような学校をどこにということが固まれば、やはり令和11年度とか、遅くとも12年度ぐらいには新しい学校が、小学校が開校することになるかなと。これは個人的に考えていたところですけども、そんなふうに思っております。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。再編完了はともかく、大体令和11年度、今4年ですから、あと6年ぐらいですか、ぐらいにはというふうなことです。その間、その間ですね、予想されるのは、その少人数学級は先ほども話、ありましたが、何とかいろんな形で対応していくというふうなことがありましたが、1つの学校にするのに、新たに考えても何年間かかるわけですね。今の山元中学校を見ても、やっとならば3年生までそろって、今までは私も校歌、まだ何回も聴いていません。そういうふうな環境の下に、子供たちは新しい学校で学ぶような形になるわけですね。

ですから、順次、段階を追ってきちっとやっていけないかどうか、そのことを私は考えてもいいんじゃないかと思っているわけです。それが（4）（5）（6）なわけです。例えば低学年の1・2年生はスクールバスに乗せて通わせるのは大変だから、そのまま2つの学校で分散して授業をして、あと一番大きいのは、山小が大きいわけですから、あとの4・5・6であれば山小に通わせて運営するっていうふうなことだって、できないわけではないわけですね。で、その間に別のところに新しい校舎を造っておけばいいわけです。今の山下小学校というのは、第二小学校が震災のときにいたわけですから、

そのぐらいのキャパシティーはあるはずなんですよ。

だから、そういうふうなことが考えられないかどうなのかというふうなことを私は投げかけておいたわけですが、引越しを何回もしなくちゃならないのかなんとかっていうふうな理由で駄目、難しいよというふうなことでしたが、生徒にとっては、共通理解共通行動、共通体験をさせるっていうことは、非常に教育効果が大きいと思うわけです。少人数、子供の数が少ないから一緒にするわけですから、でしたらいろんな方策を講じて同じ教育をしてやったほうがいいわけです。

例えば60人いたら3クラスに分散して、今からは少人学級……。

議長（岩佐哲也君）伊藤議員に申し上げます。一問一答ですから、的確に1問ずつ的を絞りながら質問するようにしてください。

1番（伊藤貞悦君）はい、分かりました。それでは、新しい学校の校舎ができるまで、そういうふうな分散した形で学校運営を考えられないかどうかについてはどうでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。これについては非常に難しいだろうと思います。先ほど申し上げたように、仮にその段階的にですね、ここから何年間かはまずここに一旦入って、その後、校舎がすっかり出来上がったらまたそこに行ってっというのは、やはりこれは負担としては子供にとっては大きいと思います。そして、それを教員側、学校側がそういう体制をつくっていくっていうことも非常に難しいことかなと思います。

で、先ほど想定のスケジュール、前回考えたことをさらに今考えたときというお話をしましたが、開校を控える2年ぐらいは開校の準備、閉校の準備と開校の準備ということで時間を使うようになると思うんですけども、それがあって、ですからそこまでのことを考えれば、早ければ3年か4年ぐらいの間を過ごして、あとは開校に向けての準備、最終的な準備ということになりますので、そのスケジュールの中で一旦はこっちに行って、その次こっちに行ってというふうなことは、やはりいろんな面で負担は大きいのではないかなと思います。

それよりは、将来的なことを明確に示して、それに向けて準備を進める、それで学校でやることっていうのは、小学校4つを1つにするわけですから、いつもいつもできるわけではないと思うんですけども、学校間の交流とかですね、行事を一緒にやるとか、そういう機会をできるだけこう、うまく設定して、子供同士の開校に向けた事前のですね、交流っていうのを進められればいいかなと。中学校の場合は部活を中心することを事前にやっていましたので、そういうことは段階的にやっていくべきだろうなと思います。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。確かに難しいことは難しいだろうと思いますが、それをやっていかないと、新しい校舎を造って完成したら移るというふうな、というふうな考え方なわけですね。そうしたら、あと6年間は今のままで進んでいくというふうなことで間違いないですか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。話がすみません、ちょっとそもそもに戻るかもしれないんですけども、新しい校舎を新築という形で建てて、そこに子供たちが行って学校が開校するということも考えられますし、既存の校舎を増改築して、それを活用して新しい学校とするということも考えられると思うんです。

ですから、私は、これはあと町長部局とも今後詰めていかなければいけない、これは共通に認識していると思う、共通理解していると思うんですが、やはりどこにどのよう

な形で新しい学校、校地・校舎を設けるかっていうことの詳細がですね、新築なのか増改築なのか、そしてさらに言えば学校の形としてですね、小学校1つ、中学校はもう既に1つなんですけど、中学校1つに小学校1つ、山元にはそれぞれ1つずつありますよっていう形で学校運営、教育活動をやっていくのか、小と中を接続してですね、一貫校にするとか、義務教育学校にするということも考えられなくはないと私は思っているんです。

ですから、そこも喫緊のですね、検討の課題になるだろうと。その施設をどうするかっていうことと学校の形をどうするかっていうことを今後、やっぱり具体的に検討して、それでどこにどういう形で建てますよっていうふうに最終的にこう、示せるようにするっていうことが、今後の検討かなというふうに考えています。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。というふうなことをお聞きすると、小中一貫校も考えられないわけではないというふうな意見を聞くんですけど、いろんな意見がまた出てきて、また元に蒸し返されるんじゃないか。せっかく町長が苦渋の決断をして1校にすると、決断を、結論を示したわけですけどもね。小中一貫校だと、小中一貫校というのは小学校と中学校が1つですから、それ以外考えられないわけですね。ところが、その中の意見にも、例えば分校化しろとかっていうふうな意見もあるわけですから、そういうふうなことすら決まっていないう段階で、このように議論をしても始まらないと私は今、改めて認識をしたわけですが、そういうふうな認識でいいんですか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。町長が最終的に小学校をですね、1つにするっていうふうに首長として決断したっていうことは、町に中学校が1つ、小学校が1つという形だと思うんですけど。その1つの町、1つの町でなくてもあり得ることなんですけど、小学校と中学校が、場所が離れていても一貫した教育を行うということは制度として認められていますし、教育の中身としては十分あり得ることで、義務教育学校にしても、校舎は必ずしもくっついていなくちゃいけないっていうことはないわけですね。

ですから、そういうことも含めて、今後小学校が1つになるっていうことは、中学校1つ、小学校1つの状態になるので、小中合わせた形での学校の在り方っていうことも検討になるだろうなというふうに考えております。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。私はなるほどと理解しましたが、教育委員会、それから保護者、地区民との意識の乖離はないのかというふうな質問には、回答は、温度差はあっても、それはないというふうなお答えをされましたが、今の回答を町民はどのように理解すればいいのか。これはね、なかなか難しいのではないかなと私は思います。町民の、または保護者の方が、本当にこのことを理解して、分かりましたというふうに返事をしてくれる人が何人いるのか、町長はどういうふうに今感じました。教育長の回答を踏まえて。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私もですね、まず町側として、私として、この1年間いろいろ、その悩んだ末にですね、1つにしたほうがいいのではないかなというふうな判断をしたわけですけども、その中においては、その教育に関する専門部局である教育委員会の、これまでの調査なりなんなりも全部、報告書も見せていただきましたし、話も聞きました。あと、よそに行ってもちょっと話を聞かせていただきました。

ですから、個人的には私もですね、先ほどから伊藤議員はですね、その準備というのが大事だと、その準備が大事なのは分かるんですけど、子供たちをばらばらにしてというのを私の発想の中にはありませんでした。やはり、もし1つにするとしても、今のまま

の状態をちゃんとそれぞれの学校で続けていただいて、それで、その中で準備をして、それで1回で1つになってもらう。それをその3年も4年も前からその1つに向けて、子供たちがそっち行ったりこっち行ったりね、そういう形のことは私はちょっと考えてはいなかったの、いろんなことを考えたときに、大人の思惑ではなくて、やはり一番は子供たちに負担のかからない形をどうやって取っていくかっていうのを、教育委員会のほうには考えていただきたいというふうに私も思っていますし、教育委員会も多分それを一番に考えて方向性を決めていると思いますので、私としても、先ほど教育長が言った形での進め方が一番いいというふうには感じております。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。言葉上は理解するんですが、基本的にはですね、町長が今、大人のね、思惑というふうなことをおっしゃいましたが、今回のこの1校への再編は大人の思惑ですよ。基本的には。数の、いわゆる予算的なことから、いわゆる子供の数から何から、学区制の再建だって何でも、それは行政上とか何かの大人の考え方で、子供の考えなんか、どこにも入っていないわけですよ。子供の側からしたら、この学校、新しい学校ができるまで私たちはどうなるの、そのことを考えてやっているのかっていうふうなのが、私のそもそもの今回の一般質問の発想なんです。

ですから、1つの学校にするんだと、少人数学級は好ましくないよ、そういうふうな意見も確かにありました。じゃあそれを解消してやることって、どうやって解消してやるのというふうなことも、大人の責任として考えなくちゃならないのではないかと。

確かに今町長が言ったようにね、何回も何回も行ったり来たりさせるのは大変かもしれませんが、昔は分校というのがあって、分校に低学年は行って、ある程度の高学年になったら本校に通うと。それでも、そういうふうな生活をしてきた年代もあったわけです。だから、ちっちゃい子供はわざわざその遠くまで通わせることを考えないで、今ある学校を活用して、ある程度高学年になったら1つするっていうふうな考えもいいんじゃないかというふうなことで私は今提案をしているわけです。

それで、校舎、新しい校舎ができたならスクールバスを利用、活用して、全部同じバスに、動かせばいいんじゃないか。だから、子供からとったら、子供からしてみたら、4年間は山下第一小学校で、その次の年からは例えば山元小学校というふうな、2つの学校に在籍するような形にだって考えられるわけですよ。名前が変わるだけ。

ですから、そういうふうなことも考えられないのか、考えてはいないのか、そのことについては教育長、どうなんですか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。子供たちが1つになるっていうことに向けてできるだけですね、ソフトランディングできるように、先ほど申し上げましたように、事前に交流の活動をするとか、一緒に授業を受けるとかっていうことをしながら、新しい学校で1つになった生活ができるようにすべきだろうというふうに思います。

で、統廃合、山元町の場合は再編ということで、基本的には4つの学校を全て一旦閉校して新しい学校にすると。どこか1か所に吸収するというのではなく、再編ということで進めるべきというふうに考えておりますけれども、そこに向けてやはり方針が、町としての方向性が固まりましたので、このことを含めて今後のスケジュールでどのように進むか、進める予定かとか、何を検討していくかということ、町民の方々にも折を見てお示ししながら、またその途中の過程、その検討の進め方もですね、前の全協か議会でお話ししたように、町の予算、例えば先ほど校舎のことを言いましたが、校舎を

新しく建てるか、増改築するかで費用も大分違ってくると思います。町の財政がどこまで耐えられるかっていうのも非常に大きな問題だと思います。

だから、その辺のところをある程度事前に検討しつつ、そして先ほど申し上げたように、場合によってはその小中一貫校とか義務教育学校ということもあり得ると。学校としてどういうふうに、これから山元の学校をですね、子供たちをどういうふうに育てるかっていうことで、どういう学校にするか、それが先ほど申し上げたような違いにも表れてくるかなと思うんですが、その辺を検討していく必要があるかなと思っています。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。このことの議論については、今後とも継続して進めていきたいと思っています。それで、現在使用している各小学校の校舎は今後ですね、どういうふうな形で利活用を考えているのか。例えば一括された、再編された学校で放課後児童クラブなどはそのままやるのか、それとも現在の校舎を利用して長期の休暇っていうか、夏休みとかなんかは活用するのか、そういうふうなことも含めて、校舎・校地の利活用についての計画はあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思っています。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。その放課後児童クラブやなんかはですね、やはりその近いところがいいのか、それとも今度1つにするわけですけども、子供たちがせっかく一緒になって友達になったときに、みんなと一緒に同じ場所で放課後も過ごしたいという形になるのか、その辺も含めて、これもですね、今後のちゃんと検討課題の中にとということ今、こちらではまだそれをどうするかということころまではいっていないということになります。

先ほどやっぱり子供たちの気持ちというのもありましたので、ものを判断するときやはり大人がある程度方向性を決めてあげなくちゃいけない部分もあるでしょうし、あとある程度子供の気持ちを理解して考えてあげなくちゃいけないところもあると思いますので、その放課後児童クラブに関しては今後ですね、その校舎の、廃校になったところを使うのか、それともその1か所でみんな一緒に放課後も過ごすようにするのか、その辺も含めて、何が一番いいのかというのを検討していきたいというふうに思います。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。このことについては旧坂元中学校のような例もありますので、やはり、今回の再編成と同様にですね、並行しながら跡地の利活用もきちっとして行って、マイナスにならないように考えていただきたいと思うんですが、その件についてはいかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。これもですね、学校の利活用に関しましては、1校にするというふうに一応私も判断しましたので、今後の進め方で並行して、これもですね、各学校も全てやっぱりその地区の今までシンボルだったもんですから、そういうことも地域のことにも関わってくることで、並行して、先ほど回答をいたしましたようにですね、お答えしましたようにですね、利活用計画もですね、並行して進めていきたいというふうには考えております。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。いろんな形で町の大きな課題、方向性っていうのはこれから本当に重要なんだろうなと思います。橋元町政1年2か月ですね、これからやっぱりいろんな形で今後この山元町をどうするのか、山元町の魅力は何なのか、そういうふうな想像から今後の将来性というふうなことを考えながら、ぜひですね、進めていただきたいと思いますし、何よりも人が住みやすくですね、今後この町をどうするのか、執

行部、我々議会のほうにもそれは求められていると思いますが、リーダーシップを発揮されてスピーディーに解決し、どんどんどんどん町民のほうにその考え方とかなんかも公開しながら進めていただきたいと考えております。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）以上で1番伊藤貞悦君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は3時20分、3時20分、再開です。

午後3時09分 休憩

午後3時20分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）7番竹内和彦君の質問を許します。竹内和彦君、登壇願います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。7番竹内和彦です。令和5年第2回山元町議会定例会におきまして、一般質問いたします。

質問は大綱3件、細目8件でございます。

大綱1件目、職員のメンタルヘルス不調についてということで細目3件。

まず、細目の1点目は、職員のメンタルヘルス不調による長期病休者が増えている。パワハラやモラハラの要因による実態把握と対策について、町長の所見を伺うものであります。

細目2点目、復興が終わっても一向に減らない業務量により現場が疲弊していると考えますが、どうか。

細目3点目であります。行政改革により、これまで長く職員を削減してきましたが、職員削減の恒常化が当然であるとの考え方を見直す時期に来ていると考えるが、どうか。

大綱2件目、ハラスメント対策について。

細目1点目が、ハラスメント相談苦情窓口へ寄せられていた事案を基に、ハラスメント相談苦情処理委員会が開催された実態はあるのかどうか。

細目2点目であります。職員以外の者からのハラスメント相談・苦情についての窓口は設置されているかどうか。

そして、大綱3件目、新型コロナウイルス感染症対策についてということで、新型コロナウイルス感染症は、5月8日より感染症法上の位置づけが2類から5類に移行しました。これからは行政が一律に感染対策を求めるのではなく、個人や事業所の判断に委ねられることになりました。個人の自主的な取組を基本とした考え方に大きく方針が変わることになりました。

細目1点目であります。我が町の感染対策について、現在の取組と今後の取組について町長の所見を伺います。

細目2点目、5類移行により、コロナ感染症の流行監視の方法が、感染者数の全数把握から医療機関の定点把握に切り替わった。さらには、感染者数の発表も、これまで毎日だったものが週1回になった。これで再流行に対応できるのかどうか、町長の所見を伺います。

細目3点目、ワクチン接種による副反応に苦しむ多くの住民の現状把握と対策について、町長の見解を伺うものであります。

以上、回答のほう、よろしく申し上げます。

議長（岩佐哲也君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。竹内和彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、職員のメンタルヘルス不調についての1点目、パワハラやモラハラの要因によるメンタル不調者の実態把握と対策についてですが、昨年4月から5月にかけて、職場環境の実態把握と事実確認の一環として、町職員や任期付職員、再任用職員等を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

この中で、仕事上でのストレスをはじめ、ハラスメントの有無等も調査したところ、一定のハラスメントがあったものと認識しております。無記名回答としているため、これらハラスメントが理由で長期病休者となっているかまでは特定には至りませんでした。課長会議においてアンケート結果を周知するなど、ハラスメントの防止・排除に努めているところであります。

また、その対策としては、山元町職員のハラスメント防止等に関する要綱の整備に加え、昨年度から庁舎内に職場環境等に関する意見箱を設け、その意見を参考に職場内環境改善につなげるよう努めているところであります。

次に、2点目、減らない業務量に現場が疲弊していると考えますが、どうかについてですが、今年3月の新聞で、県内の自治体に勤める職員のメンタルが不調となった話題の記事が掲載されており、その中で、自治体でメンタルヘルス不調の病休職員が増えている要因の1つとして、減らない業務量が挙げられておりました。

昨年の第4回議会定例会の一般質問で、伊藤貞悦議員にお答えいたしましたとおり、私の印象としましては、ここ数年の職員数の減少は、震災復興関連事業を含めた業務量の減少よりも大きいものと感じており、依然として職員にかかる負担が大きい状態が続いていることは事実と受け止めております。

このことから、計画的な職員の採用や職員の負担軽減も視野に入れ、優先順位を踏まえた事業の重点化・選別化、業務量の調整等を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目、職員削減の恒常化が当然であるとの考え方を見直す時期ではないかについてですが、派遣職員を除く職員数につきましては、今年度は184名であり、震災前の平成22年度の172名と比較すると12名の職員が増えているため、一概に職員削減が恒常化していると言い切れるものではありません。

しかしながら、震災後の新たな業務や課題等に対応している現状を踏まえると、依然として職員にかかる負担が大きい状態に変わりはないとも認識しているところから、新規職員等の計画的な採用を実施し、引き続き業務量と職員数とのバランスを図ってまいります。

次に、大綱第2、ハラスメント対策についての1点目、ハラスメント相談苦情窓口へ寄せられていた事案を基に、相談苦情処理委員会が開催された実態はあるかについてですが、昨年4月1日に施行してから開催されたことはありません。

次に2点目、職員以外の者からのハラスメント相談苦情についての窓口は設置されているのかについてですが、山元町職員のハラスメント防止等に関する要綱の規定に基づく相談苦情窓口はあるものの、この要綱は、職員間の問題に適用するものとしているた

め、職員以外からのハラスメント相談苦情窓口は設置しておりません。

なお、職員が職員以外の者からハラスメントに類似したことを受けた場合等につきましては、必要に応じ、警察をはじめとした、しかるべき機関に相談等を行うことになると考えております。

次に、大綱第3、新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、感染対策の現在の取組と今後の取組について、及び2点目、コロナ感染症の再流行への対応についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

先月8日より、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが季節性インフルエンザと同様の5類感染症となりましたが、国の方針により、来年3月末まで特例臨時接種が延長され、本町では、先月29日から、初回接種が完了した高齢者と基礎疾患を有する方を対象に春開始接種を開始し、また9月からは、5歳以上の方全員を対象とする秋開始接種を予定しております。

今後、一定の感染拡大が生じることが懸念されるため、町民の皆様には、場面に応じたマスクの着用や換気、3密回避など、基本的な感染対策について引き続き注意喚起を行うとともに、公共施設においては、個人の判断で利用できるよう、検温計や手指消毒の設置を継続しております。

なお、感染者数の把握方法が、全数把握から定点把握に切り替わりましたが、引き続き国の動向を注視しながら、これまでの取組や経験を生かした対応に努めてまいります。

次に、3点目、ワクチン接種による副反応の現状把握と対策についてですが、令和3年5月に新型コロナワクチン接種を開始して以来、役場窓口に加え、ワクチン接種専用のコールセンターにおいても、予約対応のほか多くの問合せをいただき、ワクチン接種後の副反応の相談についてもきめ細やかな対応を行ってまいりました。

なお、副反応に関する相談件数については、今年4月末まで51件あり、幸い、後遺症を残すような事例は確認されておりましたが、予防接種による健康被害を適正かつ円滑に処理するため、予防接種健康被害調査委員会を設置し、健康被害が生じた場合の対応に備えております。

本年度開始しているワクチン接種は希望者への接種が前提ではありますが、引き続き副反応への相談と把握に努め、万が一健康被害が生じた場合は迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）7番竹内和彦君の再質問を許します。

7番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、再質問をさせていただきます。

先般、3月15日の河北新報報道によりますと、県内35市町村におけるメンタルヘルス、心の健康、この不調により1か月以上職場を離れる長期病気休暇取得者が増えていると、その記事が掲載されました。

この記事によりますと、2021年、21年度県内では、長期病休者の6割がメンタルヘルス不調による病休者ということでもあります。特に、我が町、山元町は、長期の病休者が15人、メンタル不調による病休者が職員に占める割合は4.6パーセント、県内35市町村の中でも最も高い割合になっております。この事実について町長はどう受け止めていただけるのか、お尋ねいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。この数字に関してはですね、数字といたしますか、1人でもそう

いう方がいるということに関しては重く受け止めている次第であります。

7 番（竹内和彦君）はい、議長。我が町は、このメンタルヘルス不調による病休者が非常に多いという事実があります。県内では最悪の状況にあるということではありますが、これについてはどう対策を講じていくのか、その辺のことを伺います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。結局、その病休で休んでいる方がですね、何が理由でそのようになったかという部分というのがはっきり分かりませんので休んでいたりしますし、その病気をしている方に直接ですね、そのようなことを聞くわけにもいきませんし、こちらとしては、多分こうだろうというところからいろいろと中身を調査しまして、これまですりですね、震災の業務量の多さとか、そういういろんな、あとそれぞれの能力の差もありますし、そういう部分もありますので、担当課のほうでですね、それぞれの業務、今、仕事をしている中での健康管理についてもですね、各課ごとにきちっとお互いに注意をして、相手方をよく見て対応をするようにというふうな形で今は進めているところであります。

7 番（竹内和彦君）はい、議長。これについては様々な理由はあるんだろうというふうに思います。まず考えられる、一番多い理由というのは、多くの業務量を抱えている。そして、現場は非常にこのオーバーワークといいますかね、職員は疲れ切っているのではないのかなと想像するわけではありますが、人間ですから、疲れていけば当然ミスも起きるわけでもあります。

先日も、この不適切な事務処理があったと全員協議会で報告と説明がありました。このような事務ミスはこれまでも何度も繰り返されているわけでもあります。そして、毎回この再発防止も示されるわけではありますが、また繰り返してしまうと。根本的な解決策にはなっていないのではないかと。この辺について町長はどう思われますか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。確かに不適切な事務処理といいますかですね、そういうことがこここのところ数件続きました。そのことに関しては、今議員がおっしゃるとおりですね、私も大変管理者として重く受け止めておりますが、今の段階で、先ほども言いました、今はですね、月に2回、課長会議があります。月1回の朝礼もあります。その場でですね、本当に幾度となく、担当課長のほうにはですね、確認作業、複数での確認、複数といいますか、まず課の中で情報というか、そういうふうな事案を全て共有をするようにして、それできちっと対応をするようにと、そういうふうな間違い、ミスがないように、万が一、多少のミスがあってもですね、それをちゃんと早い段階で見つければ迷惑をかけずにですね、対応・処理できるわけですから、そういうふうな形でとにかくみんなでカバーし合ってやっていただきたいということは、口を酸っぱくして言っているところであります。

7 番（竹内和彦君）はい、議長。今どこの市町村でも、我が町でも同じであります、ぎりぎりの人数で業務をしていると。職員にこの病休者が出れば、その仕事をカバーする人に負担が増すことになるわけでもあります。誰かがこの無理をすることで、辛うじて業務が回っていると。こういうことが現場の実態なのかなというふうに思います。これがね、いつまで続くのか。改善されなければ、延々と続くのか。どうなんだろう、この辺はね。この辺、どう対処していくのか、お尋ねします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。対処については先ほども同じことを聞かれたので、そのままなんです、それをカバーする方がいて、そこに負担が行くということではなくて、やは

り管理職というのはそういうところをきちっと対応するのが管理職の仕事ですから、ですからそのところを徹底してきちっとやっていただきたいというふうに、人間ですから間違い、ミス、あります。ただ、やっぱりそのミス、間違いはやらないほうがいいわけですから、ただ先ほども言いましたように、万が一起きて、事が起きて、早急にそれが発見できれば迷惑をかけずに済むわけですから、そのようなチェック体制をきちっとやっていただきたいということで、今進めているところであります。

7番（竹内和彦君）はい、議長。さらにはですね、この現場が疲弊しているという理由の中にはですね、この地方公務員の業務がもう非常に複雑化しているということもあるだろうと思います。そして、またこの高度化しているということもあるね。さらには、この価値観の多様化ということからね、住民の多様な要望が寄せられているということもあるんだろうというふうに思います。それによって職員のこの負担が増し、ストレスにより、もうメンタル不調につながっているということじゃないかなというようにも思います。このように、様々な要因により現場が疲弊しているということはどうかがえるわけであり

ます。

職員の負担が長く続くと、さらにこのストレスが増大し、またこのメンタル不調につながるという悪循環であります。よって業務量と職員数のバランスを図り、さらには職員採用も含めた対策をちゅうちょなく実施して、職員の負担軽減を早急に図るべきと思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今すぐにですね、職員をうんと増やすとか、うんと減らすとか、そういうことではなくて、今、震災から12年が過ぎまして、見た目には復興事業もほぼ終息を迎えて、意外に仕事量が減ったのかのようには見えますが、大きな目に見える仕事は確かに完了していますが、中の細部にわたっての細かい仕事というのはまだまだ少し残っている部分があります。ですから、ここですぐに職員の数を一気に減らすとか、そういうことは考えてはおりません。

で、各自治体からの支援なりなんなり、県からの支援も含めてですが、これまではある一定の特殊な作業、その支援員でしかできないような部分に関しての支援という形で県のほうからの派遣をいただいています。そういう部分、あとは自分たちでもうできるところまでもう進んだでしょうということころで、皆さん、県のほうもですね、派遣のほうを引き上げたわけですがけれども、それにおいても、まだまだ仕事の量というのは目に見えるほど一気に減ったわけではありませんで、ただ、簡単に人を増やせるわけでもありませんので、一時的な仕事のためにですね、何人も職員、正職員をですね、増やすというわけにもいきませんで、そこは今の職員でできるだけの仕事の量をうまくバランスを取ってやっていくしかないのかなというふうに私は思っていますので、ですから目に見えて、橋元町長、何やっているんだっていうふうな部分もあるかもしれませんが、今はそのようなどころで何とかこれまでの仕事の部分をですね、残っている分をある程度精査をして、それで新たな仕事というのはその後に進められればというふうに思います。

働き方改革とかね、いろんなこともありまして、今、できるだけ職員にはですね、残業せずに帰れるときには帰るようにというふうなことも伝えてもおりますし、ただやはり職員もやっぱり真面目ですから、自分で終わらないうちには帰れないということをやっている人もおります。

ですから、こちらで意識的にですね、人を減らしたりとかどうのこうのということはありませんし、議員がおっしゃるようにですね、庁舎内が疲弊しているとも私は思っておりません。できるだけみんな明るく振る舞うように努めていただいているというふうには思っております。

7番（竹内和彦君）はい、議長。ただいまね、町長から回答いただきました。その業務量とこの職員のバランスを取りながら、そして職員の負担軽減をね、なるべく少なくなるような対応を行いながら、このメンタル不調がね、極力少なくなるようにしっかりと対応していただきたいというように思います。

そして、この管理職においてはね、職員が日頃からお互いに気をつけて、お互いに気を配りながら、相談しやすい環境、やっぱりこういうことが大事だと思いますのでね、その辺の環境と、そして職員同士のコミュニケーションというのも大変不可欠でありますので、その辺をね、しっかりと対応していただきたいというように思いまして、次に進みたいと思います。

次に、大綱2件目の、このハラスメント対策ということで再質問してまいりたいと思います。

まず、総務省は、令和2年の10月に、この地方公共団体におけるパワーハラスメント対策の取組状況について、また各種ハラスメント防止に向けて、適切に対応するようにと、これは要請を出しております。あわせて、各都道府県に対しても同様に、ハラスメント防止に向けて適切に対応するようにと、これは国のほうでは、要請をしているわけであります。

そして、さらには職員や議員のハラスメント防止に関して、それだけでは不十分だということで、自治体単独で独自の制定を、独自のこの条例制定、している自治体も増えてきているわけであります。今年の3月の時点では、25の自治体で独自の条例が制定されているということでありまして。宮城県においても、この3月に蔵王町でハラスメント防止条例が制定されたばかりであります。

さて、この山元町のハラスメント防止要綱、これはもう定められておりますが、職員が個人の尊厳及び人権を尊重し、快適に働くことができる環境、職場環境を確立するため、ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が発生した場合の対応を要綱に定めているわけでありまして。しかし、ハラスメント防止の要綱は定められているが、果たしてそれが現実に履行されなければ意味がないわけでありまして。

その辺のことで、要綱に定めたハラスメント防止の取組状況について、具体的に若干お尋ねしたいと思いますが、要綱には、この我が町の要綱にはですね、パワハラをはじめとする各種ハラスメント防止に向けて、その内容と、ハラスメントはあってはならない旨の方針を明確化し、そして職員に周知・啓発されているのかどうか、お尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課のほうから回答させていただきます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。まず、このハラスメント防止等に関する要綱について、制定前にですね、制定前の令和4年の2月の課長会議において、この設立の趣旨と、まず原案を課長会議の場で説明をして、その後の法令審査委員会で審議して、ほぼ原案どおりという形で施行しておりますので、管理職に向けての説明はされているというふうと考えております。

7番（竹内和彦君）はい、議長。同じく要綱について、もう1点お尋ねしますが、このパワハラ

の行為者、言わば別な言い方すると、加害者ということになるわけですが、そういったパワハラ行為者には厳正に対処する旨の方針や、この対処処分の内容を、まあ懲戒処分等を含むですね、こういったことを要綱に規定し、明確に規定して職員に周知・啓発されたのかどうか、お尋ねします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。先ほどの質問の回答にもあったとおり、制定前に課長会議の場を通じて、制定の目的であったり、説明の欄がちょっと、ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、それぞれ条ごとにですね、その目的とかを説明しておりますので、苦情窓口の設置であったり、適用範囲であったり、所属長の責務であったりということの説明はしております。

今、竹内議員がおっしゃった対応措置ということについても、第10条に規定しておりますので、この辺も含めて全て施行前に説明済みというふうにしておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。しっかりと職員に周知されているということだということです。

ハラスメントとは、各種のハラスメントがあるわけではありますが、いずれもこの職員が本来の業務の適正な範囲を超えて、この人格や尊厳を侵害する言動により、相手方職員の能力発揮に悪影響を与え、職場環境を悪化させるということを用意するわけですね。

要綱には、ハラスメント相談苦情窓口へ寄せられた事案を基にハラスメント相談苦情処理委員会が開かれることになっているが、先ほどの回答には、これまで窓口へ寄せられた相談の事案、そしてこの苦情処理委員会が開かれたことが1件もないということ、回答があったわけではありますが、ということは、これは喜んでいいのか、そういったハラスメントがないということなのか。本当に果たしてないのか、または表に出てこれないのか。その辺は町長はどう判断するのでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今の段階で、何ていうんですかね、その、先ほどもお答えしたようにですね、この委員会でかけるようなハラスメントは行われていないというふうに判断しております。

7番（竹内和彦君）はい、議長。この要綱にはですね、この相談窓口へ相談したことにより、あるいはハラスメントの事実関係の確認に協力したことにより、不利益な扱いを行ってはならないというふうに定めております。これはどこまで実効性があるか、相談の事案が1件もないということは、要は町のトップがどこまで本気でこのハラスメント防止に取り組むのか否か、その辺を職員は見定めているのではないのかなど。私はその辺はね、ちょっとそれはね、私の思いですから、これは回答はいいです。

それで、続けます。役場内には住民からの苦情、それから要望・要求は、これは常にあると思う。1階の窓口は特にね、あるんだろうと思う。これが適正な範囲を超えた無理な要求、さらには声を荒げて職員を叱責したりとか、また恫喝と思えるようなケースは、私は何度か見ているわけですが、これはハラスメント防止の要綱には当てはまるのか、当てはまらないのか、どうなのかお尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。このものに関しては、委員会ですね、議員がお尋ねのこの委員会については職員間同士のということに定めた部分になりますので、それ以外のものに関してということであればですね、その部分は一定の、先ほども私も回答いたしました。この委員会とはまた別にですね、先ほど言いましたように、そういう度を越した何かがあれば、警察を呼ぶなりなんなりということの対応はするようになっていま

すという回答をしたとおりでございます。

7番（竹内和彦君）はい、議長。この件は、このハラスメント防止の要綱には当てはまらないということだということではありますが、そうなれば、職員は安心して職務を遂行できなくなるのではないかなとも思うわけでありまして。職員のメンタル不調にもつながってくることなのかなとも思いますし、我が町職員のメンタルヘルス不調は県内最悪になっているわけでありまして。町は、職員が安心して仕事ができる職場環境をつくるのは当然なことだと思いますが、これについて町長はいかがでしょう。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私ではないのですが、過去において何か警察沙汰になったことが一度あったかのようにも私、思いますが、それ以外はそのようなことは一切ないというふうに思っていますので、隠しているわけでも何でもなくですね、ここの要綱に合っていないからかけていないとかそういうことではなくて、その範囲内ではないというふうに私は認識しております。

7番（竹内和彦君）はい、議長。この件については、ハラスメント防止法にはもう該当しないということでありまして、私はね、この要綱をやはり見直すことも、私は必要ではないのかなとも思います。職員の職場環境等々をね、安心して仕事に専念できるような、こういった環境をつくることも必要なのかなとも思いますし、これに要綱がね、適用しないというふうになれば、やはり要綱を見直すこともね、必要なのではないかなと。

そして、対象者をこの役場内だけでなく、もっと広げて、町内からハラスメントを極力なくすように努力すべきと思いますが、その辺、町長の考えがあれば伺います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。要綱に関しましてはですね、議員がおっしゃるようになりますね、先ほど言った蔵王ですか、よその市町村のですね、そういう内容もちよっと調査させていただいて、見直ししなくてはいけない場合は見直しもしますし、町としてはですね、課長さんたちも含めてそうですね、常々職員に関してはそういうパワーハラスメントがないように本当に気をつけている、強く強く気をつけているところでありまして、現状では、先ほどからお答えしているとおりのように受け取っているというところでございます。

7番（竹内和彦君）はい、議長。昨年の秋に、我が町の職員2人がですね、本来の業務遂行中に適正な範囲を超える、パワハラとも思えるような事案が発生しているが、この件についてもハラスメント防止の相談窓口には相談はなかったということですね。一応これ確認です。確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その件に関しましてはですね、パワハラとかそういう問題ではなくて、たまたま個人的な部分でのトラブルと。それで、こちらの委員会に相談はなくてもですね、私たちのほうに相談を受けまして、それで当事者同士の話し合いの中で、トラブルですので、当事者同士の話し合いの中で解決を見ております。

7番（竹内和彦君）はい、議長。このハラスメント防止要綱には、こういうふうに記載してあります。パワハラが現実には起きた場合だけでなく、発生のおそれがある場合、またパワハラに該当するか否か判断がつかないという場合でも、広くこの相談または苦情を受け付けることになっている。要綱には、パワハラに該当するか否か判断が難しい場合でも、広くそういった苦情相談は受け付けることになっている、この要綱には。

私、個人的には、この事案は大変大きなこのパワハラ的事案だと思われまして、これが何ら相談窓口にも、何ら表に出てこないのは問題ではないのかなというふうに思うわ

けであります、この辺、どうですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどから言っているんですが、この件に関しては、当事者がお互いに我慢したわけではなく、ちゃんと話し合いをして、それで一定の解決を見ていると。さらにですね、議員もこうやって半年過ぎてとといいますか、半年以上過ぎた形で、こういうふうな形で今質問いただいておりますが、当事者もですね、なぜ私たちが納得して和解したというか、解決させたものを、なぜそうやってぶり返したりするのかというふうな逆に相談も受けたのも事実であります。

ですので、私たちとしては、もう相談を受けた私といたしましては、早期にですね、解決を見るのが当人のためだというふうに判断したもので、あのような形で解決といいますか、終わらせていただいたということでもあります。

7番（竹内和彦君）はい、議長。今、町長の認識を伺いました。この事案もね、この我が町でいうハラスメント防止要綱にはもう適用しないと、適用外だということだと思います。私はね、こんな大きな事案がハラスメント防止要綱に該当しないというのは、要綱そのものに私は不備があるというふうには思います。

現にこの町職員2人が本来の業務遂行中にパワハラと思えるような事案があり、当人は大きなショックと精神的に大きなダメージを受けたと、当時はね、私が聞き及んでおります。この件について町長のね、認識は今話されたとおりでということでもありますので、私はね、幾らこのハラスメント防止要綱が定められたとしても、これはね、私はただつくただけと、国から言われたからつくったと、そんなふうにも思えるわけでありま

す。ハラスメント防止相談窓口には今まで1件の相談もない。よって、このハラスメント防止委員会も一度もこれまで開かれたことがないということでもあります。こんなことで今後もこのようなパワハラ、恫喝まがいの暴行が繰り返されるということになるのが、私は懸念されるわけでありま

す。町長は、この町民の安心安全なまちづくりをすることで町長になったはずだと思います。公約にね、うたっております。こういうことで町長、よろしいんでしょうか。お尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほど竹内議員ですね、聞き及んでおりますと、直接本人から伺ったのかというのを私逆にお聞きしたいんですが、私は当事者ときちっと話をして、先ほど私が言ったことは全て本当の話です。竹内議員はここで今、私に対していろんなことをおっしゃっていますが、それは直接当事者からお伺いしたことなんでしょうか。それとも、第三者から聞こえてきたことなんでしょうか。そういうものをはっきりと自分の中で認識して質問をしていただければというふうに思います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。私はそういうことは聞き及んでいると、先ほど申したとおりで。今後もこういうことであれば、こういう恫喝まがいといいますかね、暴言みたいなのは、当然また繰り返せられるだろうと懸念されるわけでありま

す。我が町はこの人口減少により、今、移住定住を盛んに推進しているわけでありま

うでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども回答しましたとおりですね、今のところ、この見直しをするというところまでは至っておりません。ただ、近隣自治体でのそういう事例もあるようですので、その辺の確認はさせていただければというふうに思います。

それとですね、先ほど竹内議員が定住促進とかそういう話をしていただきましたが、やはりきちっとですね、内容をですね、自分の耳で聞いたり目で見たり、はっきりしたことをこの場で言うていただかないと、逆に町のイメージダウンになってしまうのではないかというふうに思います。その辺をしっかりとですね、自分の中で確認をしてから、こういう場で言うていただければというふうに思います。

7 番（竹内和彦君）はい、議長。各自治体で今、このハラスメントに関する条例がね、制定されているところが増えているわけですが、九州の福岡と、それから大阪府ではですね、ハラスメントを根絶するということから、有権者から議員へのハラスメントも対象にしていると。それから、これから議員になろうとする者へのハラスメントも対象に、独自の条例を制定したということでもあります。

我が町でもね、過去に、議会会期中に傍聴人から議員に対し、パワハラとも恫喝とも思えるような暴言があった事案がありました。議員は涙ながらに耐えていた。私はこれを問題視しまして、議会検証に記載し、議会運営委員会で議論した経緯があります。こんなことを許していたら、議会制民主主義はどうなるんだろうという気はいたします。

早速にこのパワハラを町内から一掃し、条例制定に向けて検討すべきと思いますが、町長にその意思があるかどうか、改めてお尋ねします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。そのパワハラについては、これまでもいろいろ策を講じていますし、今現状、このようにしてつくっているものの中で当分続けていければというふうに考えております。

7 番（竹内和彦君）はい、議長。私はこの町内からね、全てのハラスメントを一掃してね、この暴言等がまかり通ることをやっぱりね、根絶したいなというふうに思うわけであります。そして、町民が安心安全に暮らせる地域社会をみんなで構築するべきではないかなというふうに思ひまして、次に進みたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についての再質問に入りたいと思います。

まず、最初に今回の2類から5類に移行したことについての町長の所見を伺ったわけですが、このコロナ感染症は5類に移行したとしても、この感染症というのはなくなるわけではなく、今後もやはりコロナの感染というのは流行していくだろうというふうに思いますので、やっぱりコロナへの警戒というのは、これまで同様に警戒を継続していかなければならないと思います。

そして、この5類移行により、コロナ感染症の流行監視の方法が大きく変わったわけがあります。感染者数の発表が、毎日から週に1回になったということでありまして、この辺が大変懸念されるというかね、流行への対応が迅速にできない。手後れにならないか、より不安にならざるを得ないということでもあります。こういったことで、急激な流行になったら、町としてはどう対応していくのかお尋ねします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。このことに関してはですね、5類に変わったというのは国の方針でありまして、町といたしましてはですね、先ほども回答しましたようにですね、今後もまだ、もしかしたら何波という形で増える可能性もありますので、今日皆さんもマ

スクをしているとおり、職員もですね、仕事中はできるだけマスクをしていただいて、庁舎に来る町民に関しては各自の判断ということになっておりますが、入り口にもまだ消毒液も置いてありますし、検温計も置いてありますし、今までどおりですね、当分の間は気をつけるようにということで、町の中では、庁舎の中は、職員の中では対応するようというふうに徹底している次第であります。

7番（竹内和彦君）はい、議長。先般、5月25日のニュース、見ていましたら、中国でこのコロナ感染が増えているというふうな報道でありましたが、この中国の感染はですね、6月末には、中国で1週間の感染者数は6,500万人になると、そういう予測がされると、予測しているというふうな報道でありました。コロナ感染はですね、急激に爆発的に増えるというふうなことがありますので、大変この辺はね、危惧しているところであります。

そして、もう一つ懸念されることはですね、5類移行後のこの医療費は原則、自己負担というふうになったわけでありましたが、9月まではね、一部公費負担もあるわけでありまして、また、ワクチン接種については年度内、公費負担ということはあるものの、基本的には、今後のこの個人負担というふうになるわけでありまして、これが受診控えにつながってですね、そして流行がまた再燃しないか、または水面下で、表に出ないでね、流行するのではないかなという、非常にそういった懸念がされるわけでありまして、そして、この受診控えにならないように、この何らかの支援や対策というのは考えられないでしょうか。その辺お尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今の段階ではですね、町といたしましては、その今竹内議員がおっしゃったことも全て含めて臆測、どうなるかまだ分からない状態ではありますが、確かにその医療費がかかるようになればですね、それなりの負担はかかります。ですので、町といたしましてはですね、まず今後の国の動向なり、県の動向、そのようなところを注視してですね、いきたいというふうに考えております。

7番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、このワクチンの副反応について再質問いたします。このワクチンによる副反応であります、このワクチン接種による副反応の報告数、これがですね、これは宮城県の公式サイトであります、宮城県でこれまで接種回数、これはですね、725万3,539回接種しまして、副反応が、そのうち副反応というのは430件、これは報告されたものであります。死亡数が28例あったということでありまして。

それから、全国ベースでいきますと、接種回数が3億8,268万3,664回、そのうち副反応というのが3万6,317件であります。そして、死亡例が1,561人というふうな報告、まあ報告された分だけの数字でこのような結果になっております。

副反応というと、この軽微な副反応、報告されていない副反応を含めると、相当の数があるだろうと、これは予測であります、そんなふうに予測されるわけでありまして、この副反応について、町長の何か見解、所見があれば伺います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。副反応に関しましてはですね、今竹内議員のほうからが、どこかのその国なり、ある自治体のその最悪の状況の部分を言われましたが、町としてはですね、一応そういうふうな国からのいろんな情報は来ている。来ている中で対応して、町としては今のところそういうふうな死亡例とかそういうこともありませんし、一番最初に回答したようにですね、その相談窓口に来ている件数、それなりにあります、そ

の都度きちっと対応を町としてはですね、今のところ取っているということでもあります。

それで、接種に関してもですね、無理やり強制的にということではなくて、そういうことも含めて、できるだけ国として、町として、できるだけ接種したほうがコロナにはかからないと思いますので、ということで推奨はしておりますので、その辺ですね、責任持って、その今回の件なんかに関してもですね、今回というのはその副反応に対しても対応できるような体制を取りながら接種をしているというのが事実ですので、今のところまだそういう実例というのが山元町としては、その重い実例というのがまだ確認されておられませんので、今の段階でちょっとそこをですね、だからやめるとかそういうことを、竹内議員がどの面までね、その辺を考えているのか分からないんですけども、町としてはこれまで同様、この3年間同様、今年1年間もですね、春開始接種と秋開始接種で接種希望する方には接種していきたいというふうに思っております。

7番（竹内和彦君）はい、議長。先般ですね、この3月にですね、世界保健機構、WHOでは、60歳未満の健康な人と、それから全ての子供たちにはワクチン接種は推奨しないというふうに発表したわけでありまして。この副反応については個人差が非常にある。重篤な人もいればね、ちょっと具合悪くなったぐらいで何でもない人もいます。そこで、大変重篤な人にはですね、何らかの支援というのは、これはどうなんでしょう。様々これはありますよ、副反応。ただ、この重篤な人に対してはね、何らかの、私はね、支援というものは考えられないかどうか、お尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その重篤な方に対してのですね、そういう支援っていうかですね、制度に関してはちょっと担当課のほうから回答いたします。

保健福祉課長（齋藤剛君）はい、議長。予防接種におきまして、重篤になった場合なんですけれども、先ほどの回答にもありますけれども、予防接種健康被害調査委員会っていうのを町のほうで設置しまして、そこで受付をします。それで、国のほうでの救済制度というのがございますので、そちらのほうに審査した結果を報告し、その重篤になった方を助けるというような国の制度がございまして、そちらを利用して町のほうは対応していきます。

ただ、冒頭、町長も申し上げましたように、副反応の相談等は受けておりますけれども、そこまで至る件数っていうのは山元町ではございませんでしたので、その制度を利用している方っていうのは現在いないということでご理解いただければと思います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。今のところはそういう重篤な人はいないということでもあります。

それから、もう一つ再質問しますが、行政はですね、このワクチン接種により、この感染率がどう違うのか、また副反応もこの3年間で多くのデータが蓄積されたはずであります。それで、今後はこの個人の判断によってね、様々このコロナ対応をしなければいけないということで、判断がつかないんでね、このこれまでのデータを早く示していただきたいと、今後はね。この5類移行により個人の判断が非常に求められるわけでありまして、それにはやっぱりこれまでの貴重なデータ、接種したらどれぐらいこの感染率がね、下がるとか、副反応がどうなのか、そういったね、非常に大事なこの蓄積されたデータをね、早めに示すとか、公表するようにしてもらえないだろうか、質問いたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも担当課のほうからご説明をさせていただきます。

保健福祉課長（齋藤剛君）はい、議長。この全体的な問題については、本当に国で考える問題だ

と思います。国のほうでは、厚生労働科学研究というところでこれらのデータのほうを蓄積していると聞いております。今後も5類になりますけれども、引き続き今度は日本医療研究開発機構ということで、この実態等をですね、分析するというようなことになっておりますので、国のほうの動向が当然県のほうにも流れてきますし、そういったところで新たな対策ということを講じていくようになるかと考えております。以上です。

7番（竹内和彦君）はい、議長。了解しました。

それでは、5類へ移行後、県のほうではですね、この外来診療に対応できる医療機関は大幅に増えるというふうに県は説明しました。であります。町内の医療機関で、このコロナの外来診療可能な医療機関はどれぐらい増えたのか。その辺分かればお尋ねします。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。町内でコロナの関係での外来対応医療機関については、県のほうのホームページのほうに載っております。2医療機関が対応ということになっております。なお、この2つの医療機関については、かかりつけ以外の方も対応というようなことでホームページのほうには載っていますので、どなたでも多分町内であれば受診できるということをご理解いただければと思います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。そうすると、2つの医療機関ということで、これまでと同じということですね。

いずれにしても、コロナ感染症が5類に移行しても、感染の流行というのはね、繰り返されるというふうに思いますので、警戒と備えはこれまで同様に続けていくべきだというふうに思います。そして、住民が適切な判断ができるように、この3年間で蓄積したデータを早めに公表をしていただくことを願っております。

そして、住民が安心安全な暮らしができるよう最大限の努力をお願いして、私の一般質問、これで終わりたいと思います。終わります。

議長（岩佐哲也君）以上で7番竹内和彦君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は4時35分、16時35分、再開。暫時休憩。

午後4時22分 休憩

午後4時35分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）5番渡邊千恵美君の質問を許します。渡邊千恵美君、登壇願います。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。5番渡邊千恵美です。令和5年第2回山元町議会定例会におきまして、大綱3、細目9件の一般質問をいたします。

大綱第1、こども施策について取り上げた理由は、2023年4月1日に国の新しい組織、こども家庭庁が創設され、同時にこども基本法が施行されました。

本町におけるスローガン「子育てするなら山元町」の下、多様なニーズに応じた子育て支援施策が行われています。さらに、こども施策について町長はどのように考えを進め施行されていくのか、最も重要なので取り上げました。

子供や若者の皆さん一人一人が自分らしく健やかに成長でき、暮らせるよう、社会全体で見守り、支えていくことが重要であり、大人の責務であると私は考えています。

国は、今まで大人が中心となっていた社会の形を「こどもまんなか」へと変えていこうと推進しています。

そこで、次の5点に関して、町長の考えを伺います。

細目1件、町レベルのこども施策推進会議を設置する考えはないか。

細目2件目、こども基本法第10条に市町村こども計画を定めるよう努めるものとするがあるが、本町で定める考えはないか。

細目3件、支援対象児童等見守り強化事業に取り組む考えはないか。

細目4件、フードバンクやこども食堂の取組、ニーズを把握した上で、現状の支援状況や今後の対策をどのように講じていく考えなのか、伺います。

細目5件、旧坂元中学校の施設活用について、こども施策を最優先とし事業を進める考えはないか。

大綱第2は、通学路環境整備についてです。

通学路で危険な場所があると、山元中学校の生徒が投稿し、新聞に掲載されました。事故が起きてからでは遅いのです。前回、同僚議員も一般質問しましたし、常任委員会でも取り上げました。以前、私も通学路の安全を確保するために、歩道が分離されていなく、道端の狭い町道の電柱をなくす施策の可否について一般質問で取り上げたことがあります。

次の3点に関して伺います。

細目1、通学路において、歩行者の部分に赤色等の着色をし、より一層注意喚起を図る考えはないか。

細目2、横断歩道の白線・停止線が消えて見えない箇所を早急に点検・整備する考えはないか。

細目3、通学路の側溝に蓋がない箇所を早急に点検し、蓋をかける考えはないか。

大綱3件目は、地区防災計画についてです。

本町の地区防災計画は各区民に理解され、災害の際は、自助、共助及び公助が連携し、スムーズに実施されることを望みますが、災害の備えは万全なのか、伺います。

細目1、各地区の防災資機材の備えの把握と今後の支援や対策をどのように講じていくのか、伺います。

すみません、大変失礼いたしました。大綱第1号、細目5件のところ、ちょっと飛ばしてしまったので、戻りたい……。（「言いましたよ」の声あり）言いました。大変失礼いたしました。

住民の声を聞いた一般質問となります。町長の回答をご回答願います。

議長（岩佐哲也君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。渡邊千恵美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、こども施策についての1点目、町レベルのこども政策推進会議を設置する考えについてですが、こども家庭庁に設置されたこども政策推進会議は、今年4月18日に第1回目の会議が開催されたところであります。

会議においては、幅広い関係者からの意見を反映させ、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔としての役割を果たすこととされており、基本的な方針や重要事項を

定める、こども大綱の素案作成が始まり、秋には閣議決定される見通しとなっております。

町では、山元町子ども・子育て会議の中で、第3期山元町子ども・子育て支援事業計画の見直しや次期計画の策定に向けて作業を進めているところであり、現時点におきましては、国の大綱が閣議決定されるのを受けて、山元町子ども・子育て会議での意見の方向性等を見極めながら、設置の有無について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、市町村こども計画を本町で定める考えについてですが、町のこども計画については、こども基本法の中で策定が努力義務化されている、こども施策全般に関する計画となっております。一例を挙げますと、本計画には、子供の貧困対策計画等をはじめとした各種こども施策を定めることが要件として掲げられております。

先ほど申し上げましたとおり、現在、次期山元町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて準備を進めているところであり、国の指針においては、現計画を包含する形で一体的に策定することも可能であるとの見解も示されております。

これらのことから、この秋に閣議決定される、こども大綱の動向を注視しつつ、子ども・子育て会議の中で、委員の皆様からの意見を集約しながら、本町の計画策定の必要性について総合的に勘案して判断してまいりたいと考えております。

次に、3点目、支援対象児童等見守り強化事業への取組及び4点目、フードバンクやこども食堂の取組、今後の対策についてですが、関連がありますので、一括してご回答いたします。

現在、山元町社会福祉協議会では、フードバンク山元を実施しており、白米やインスタントラーメン、お菓子など、必要な方への支援を行っているところであります。また、こども食堂は、生活の困窮している家庭の子供のみならず、地域の子供の居場所であり、幅広い世代の交流の場となっており、地域の交流拠点となることが望ましいといった観点から、今後、こども食堂にご協力をいただければそのような団体などと連携を図りながら、支援対象児童等の見守りも含めて、事業の実施を幅広く検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目、旧坂元中学校の施設活用について、こども施策を最優先に事業を進める考えについてですが、現在、町では、地域の意向やニーズに可能な限り配慮した地域振興を図る利活用方法を広く公募し、より優れた事業内容を提案した民間事業者等を選定する公募型プロポーザルを実施しております。

また、事業者からの事業提案の募集と併せ、町民を対象に利活用意向アンケートを実施しており、その結果については、地域のニーズとして、可能な限り事業内容に反映していただけるよう、先週末、町のホームページを通じて事業者等にも情報提供したところであります。

提案事業者の公募を進めている現時点においては、利活用方法を限定するなどの変更はできませんが、町といたしましては、公募型プロポーザルにより民間活力を活用し、よりよい形での利活用が図られるよう、鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、地区防災計画についての1点目、各地区の防災資機材の備えの把握と今後の支援や対策についてですが、各地区が独自に保管している防災資機材の個別数量は把握しておりませんが、山元町地域防災計画における、町は自主防災組織等が行う自主防災活動に必要な防災資機材の調達について支援するとの方針の下、順次配備を進めており、これまでに情報収集・伝達用の携帯用防災無線や、各地区の要望に応じ、水

防用のブルーシートや土のう袋などを消防庁作成の自主防災組織の手引を参考に、必要な場所に必要な物資を配布してきております。

また、昨年5月に県が公表した津波浸水想定区域内に指定避難所が含まれていることから、大津波等の大規模災害時に必要となる防災資機材については、より内陸部の避難所等に配備するよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

議長（岩佐哲也君）教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。渡邊千恵美議員のご質問にお答えします。

大綱第2、通学路環境整備についての1点目、通学路において、歩行者の部分に赤色等の着色についてですが、近隣市町での先進事例もあることから、その効果や有効性などを確認し、より視認性を高める路側帯の着色などを参考に、今後、道路管理者等と協議してまいります。

2点目、横断歩道の白線が消えて見えない箇所についてですが、新聞に掲載のあった交差点は、昨年度末に亘理警察署及び庁内関係課において道路点検を行った際に、白線が白くなっている箇所を再度確認し、その際にも早急な対応が行われるよう要望しております。

担当課からは、横断歩道については公安委員会が整備することとなっており、亘理警察署に施工時期を確認すると聞き及んでおります。

3点目、通学路の側溝に負担がない箇所を早急に点検し、蓋をかける考えはないかについてですが、ご指摘のことについては、町をはじめとした道路管理者が日常的な管理を行っているところですが、学校から提出された合同点検を行っている危険箇所のみならず、通学路全域において改めて道路管理者等と協力しながら対応し、児童生徒の安全の確保に努めてまいります。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）5番渡邊千恵美君の再質問を許します。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。大綱第1の再質問をいたします。

今回の一般質問することにより、国の施策、本町はさらに第3期山元町子ども・子育て支援事業計画の見直しなど、山元町子ども・子育て会議の重要であることがうかがえたと思います。さらに子育て施策に期待していきたいと思っております。

そこで、今回ですね、細目1と細目2とも、国が閣議決定されてから、こども大綱の動向の後についていうことを、回答を頂戴しております。本町の計画策定に、その後にこども大綱の動向後に計画策定についていうことで、期待していきたいところでございます。

それですね、2つだけ、ちょっと伺いたいと思います。町長、こどもどまんなか社会ということで、まちづくりを今後、国で定めていくことになっておりますけれども、町長はどのように捉えておりますか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今ですね、やっぱり世の中、少子化ということで、やっぱりどこでもですね、まず人口が減ると、経済、社会経済も衰退していきます。それはもうどこの国でも言われていることです。ですから、その子供たちをやっぱり大事に育てると、できるだけ子供を育てやすい環境をつくって、それで子供を産んでいただきたいというふうなのが多分国の考え方かなと。それは私たちも同じような考え方で、山元町に住んでいただくのに、やはり子供、子育てするならば山元町は言っているわけですから、今

さら、こどもどまんなかということではなくて、山元町としてはこれまでもですね、子供を最優先といいますか、最優先という表現もおかしいんですけども、優先、あとは高齢化も進んでいますので、年配の方たちをどのようにして支援していくかという、その両輪でこれまでも来ています。

ですから、町としては、子供に対するこれまでの対応は変わらず、いかに今後でもですね、それ以上に何とか支援をして、子育てをしやすいという環境をつくって、若い方たちに定住していただけるようにしていけるかというところが大きな課題だというふうに思いますので、その辺を少しずつでもですね、一気にどんとはいけないかもしれませんが、とにかく少しずつでも何とかそういうふうな子育てしやすい環境づくりには努めていきたいというふうに思っております。

議長（岩佐哲也君）本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。町長から前向きなこども施策に対する答弁をいただきました。

そこで、こども基本法第11条なんですけれども、こども施策に対する子供等の意見を反映ということで、こども基本法第11条にございます。

そこでですね、先ほど同僚議員もちょっとお話しされていたことがあったんですけども、子供や若者から意見聴取のための、私は意見箱などをですね、設置する考えはないでしょうかという質問をしたかったんですけども、あとウェブやSNSなどを活用して若者たちの意見をどんどん取り入れるという考えはございませんか、町長。

町長（橋元伸一君）はい、議長。子供だけではなくて、若い人たちというふうな幅広い考えでよろしいですか。先ほどもですね、言いましたように、やはり若い方たちの今後をですね、背負う、若い方たちのそういう斬新な発想といいますか、枠にとらわれない発想というのは本当に大事だと思いますので、今議員がおっしゃったようにですね、その目安箱じゃありませんが意見箱なり、そのメールでのやり取りですかね、そういうのは町にとってもですね、有効な部分だと思いますので、ちょっとその辺はですね、今後検討させていただければというふうに思います。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。本当に子供、若者のそういった意見がこれからすごい重要になってくると思います。ぜひ前向きな回答をいただき、そしてその意見箱の中から本当に必要なところを町に取り入れて、大いににぎわいのある、また活気のある、何でしょう、定住、ここに、山元町って魅力があるというような、そういった施策を生み出していったらなと期待したいと思います。

次に移ります。細目3、細目4なんですけど、この支援対象児童等見守り強化事業への取組とフードバンクや子ども食堂の取組、関連がありまして、これについて再質問をさせていただきます。

先ほども前向きな回答をいただけたと認識しております。農林水産省も推奨されているとおり、子ども食堂と連携した地域における食育の推進こそが意義があるということでしょうとっております。子ども食堂の事業の施策をする際、一番ですね、場所の選択が難しいということを伺っております。フードバンクの呼びかけの協力とか、また地域の子ども食堂の居場所となり、先ほどの回答をいただいたとおり、地域の交流拠点となることが望ましいということを思っております。子ども食堂の場所の提供などもしていただけるかどうか伺います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今の現状でですね、その子ども食堂としてね、今の現状の中で

どこが使えるか、空いているかという、ちょっと私、まだちょっと思い当たらないんですけど、今渡邊議員が言ったようにですね、私が知っている限りでも数人の方が子ども食堂ということをやりたいとか、やっているという話も、私も最近何かこう、結構耳にしまして、まあちょっとこういう表現はおかしいんですけど、びっくりというか、そんなに皆さん一生懸命子ども食堂のことを考えているんだということもありました。

で、今議員がおっしゃるように、その場所がないという話も聞きました。なかなか、やっぱり子供が集まるので、ちゃんとトイレがついていて、それでそれなりの広さが確保できないとなかなかちょっと、この部屋1か所ちょこっとだけ空いているからっていうわけにもいかないんだという話も聞きまして、まあその辺をですね、先ほども回答しましたようにですね、今後そういう事業者の方たちの相談を含めてですね、ちょっとこう、話をしながら、町でどこまで支援といいますかね、協力できるかも含めて、実施に向けてですね、実施といいますか、そのやる団体の方たちの実施の後押しをできるか、そういうふうな幅広い感覚でちょっと見ていきたいというふうに思います。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。前向きな回答をいただいて、本当にこれからの子ども食堂に対する、そういった取り組み方、町の協力ということも本当に期待していきたいと思っております。

子ども食堂と今日はSDGsのバッジもつけておりますけれども、子ども食堂とSDGsはつながっています。国際社会で2030年までに達成することを定めた国連持続可能な開発目標、SDGsは、1、貧困をなくそう、2、飢餓をゼロに、3、全ての人に健康と福祉を、11、住み続けられるまちづくりを、17、パートナーシップで目標を達成しよう、この目標を掲げて取り組んでいる子ども食堂が多くなっております。全国で3,000か所を超える勢いということを知っております。我が町も、本当にそういった子供とか若者の声を拾って、また食文化ということもすごく大事になってくると思うので、前向きに検討していただきたいと思います。

またですね、町長の公約にもあります、「誰一人取り残さない」とあります。真のにぎわいは誰一人取り残さない地域の実現によって可能となるという子ども食堂の思いと重なっていると思います。町長の意見、一言お願いしたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。何ていうんですかね、何か物事をやる時にですね、これをやるために、ちょっとこっちは我慢してくださいとか、まあ多少はあるかもしれませんが。ただ、誰かを犠牲にして誰かを幸せにするとか、そういうことではなくて、やはりみんながちゃんと幸せになれるようにですね、それがやはりそのまちづくりなのかなと思いますので、そういう形で進められればと思いますので、まあ子供たちはですね、やはり大人の都合やなんかでいろんな事情がある子供たちっていると思いますので、そういう方たちを助けるという形での子ども食堂なのかなと私は思いますので、そういう部分に関しては、やはり何らかのですね、少しでも支援ができればというふうに思いますので、何でもかんでも全部できるわけではありませんが、町の中で許される限り、できる範囲の中で後押しができればというふうに考えております。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。次に移りたいと思います。大綱1の最後の細目5ですね、旧坂元中学校の施設の活用について、こども施策を最優先とし事業を進める考えはないかということの再質問なんですけれども、公募型プロポーザルによって民間活力を期待したいところなんですけれども、ご意見を伺っていく中にですね、やはり聞こえてきたの

はですね、やっぱり子供施策に何とか使えないかしらっていうふうな話があったので、ちょっとご紹介してだけ、してだけって言ったら失礼ですね、お話ししたいと思います。

その室内遊具施設の設置はどうかという話などありますね。わざわざ名取のほうに行かなくちゃいけなかったり、新地のほうに行かなくちゃいけなかったり、雨の降っているときに遊ぶところの遊具とかの室内遊具設置をしてほしいという声も聞こえております。また、各教室がいろいろあるので、英会話教室とかですね、またものづくり教室など、そういったこともお伺いしておりますし、図書館等はカフェブースの設置などもどうでしょうかということもお伺いしているわけなんですけれども、校舎を惜しみなくこども施策に使えるような、そういった取り組み方、何か希望あふれてとてもすてきななっているということで、私もすごいお話を聞いてきたわけなんですけれども、そしてですね、坂元地区の方々に今までと変わりなく子供の声や元気で笑顔が届けられる、そういった大きな地域交流の拠点となればなという思いで、私も、ああ、じゃあ坂元の中学校の施設の活用、お話ししておきますっていうことで約束したもんですから、ここでお話しさせていただきます。公募型のプロポーザルによる、先ほども言いましたけれども、民間の活力ということで、そこに期待を申し上げておきたいところです。

次に移りたいと思います。再質問大綱2、通学路の環境整備についてです。

去年の末に亘理警察署及び庁内関係課において合同点検を行ってくださっていることと回答をしていただきました。白線が薄くなっていて停止線も薄くなっている箇所を再度確認し、要望しているということで、教育長より回答いただきました。町長、この件に関して町長の所見を伺いたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。町といたしましてもですね、新聞記事の後ですね、警察署の署長なりなんなりにですね、そのような形で、ちょっと危ない箇所がありますので何とかよろしくというふうな話もしておりますので、ただ、現在に至ってもまだそこが改善されておられませんので、この間も話をしたんですが、また今度、機会にですね、もう一度その辺の確認をして、早急にですね、ラインとかそういう部分をですね、安全確保ですので、やっていきたいというふうに考えております。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。そうですね、一人一人、町民の命が大切に、安心安全な生活環境整備は基本だと思います。第一小学校の通学路もそうですが、ましてここは中学生も自転車、小学生の通学路ですね。で、南山下ですね、あの側溝なんですけど、10メートルの深さがあるんですね、もう今まで3人も転落してけがしているということを知っております。なので、児童生徒の安全確保のためにも1日も早く実行していただきたいと思っております。

大綱第2は、公安委員会をはじめとする道路管理者の皆様ももう一度協議していただいて、こちらとして、私としては結果を待ちたいと思います。

次に移りたいと思います。大綱3の再質問です。

最近、また地震の揺れを頻繁に感じ、各地区の防災計画、防災資機材の備えは万全なのかを確認、心配になり確認いたします。町長に伺いますが、私は資機材においては不十分であると思っております。例えば担架とかバールとかバケツとかジャッキなど必要ではないかと思っております。もう一度、各地区に点検していただき、備えをする必要があると思っておりますが、町長の所見を伺いたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。渡邊議員がおっしゃるとおりですね、やはり安全安心というの

を前面でやってまちづくりをしているわけですから、その防災に関してやはりこう、妥協することなく、きちっとその辺は整えなくてはいけないというふうにも思っております。

先ほど回答いたしましたようにですね、各自治体なり、その各区なりなんなり、それぞれの中でやっている部分まではちょっと町のほうで把握はしていないんですが、防災会の中で決めた組織、中で決めた部分の最低限の部分に関しては、町のほうでも支援をしてその品物をですね、機器をですね、そろえている部分もあります。あと、その発電機だったり、いろんな部分であるところもあればないところも、それでその辺をですね、もう一度、1回ちゃんと点検をして、どこの地区でどのようなものを装備しているのかというところの再点検というのもですね、しなくてはいけないかなというふうにも思っていますし、あとは避難丘公園、3つあるんですけれども、あそこのやっばりてっぺんの椅子の下にもですね、いろいろな防災グッズが入っているんですが、その辺なんかですね、何度か職員には言って、できるだけその辺を点検に行ってくださいね、中身の確認、ほこりをかぶっていたりすることもありますので、そういうことも今、徹底してやるように言っていますので、今後ますますですね、その辺を管理してちゃんとしていきたいというふうに思います。

補足について、担当課のほうからちょっとですね、内容について説明をさせていただきたいと思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいま町長から説明がありましたとおり、各地区独自で備えるものについての細かいところまでは把握しておりませんが、答弁の中にもありましたとおり、自主防災組織の手引によって、各目的ごとに必要と思われるものの一覧がありますので、そちらを参考に今後、各行政区に確認する際にはこちらの手引を参考にチェックしていきたいと考えております。以上でございます。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。それに付け加えてもあれなんですけれども、やはり防災訓練などもね、各行政区で秋頃行われると思いますけれども、やはりそういった備えの点検だったり、防災のそういった危機感を持っていたり、そういったことが本当に大事になってくる今のこの時期といいますか、この日本の地震国と言われている、こういった中にあるので、もう早急に点検していただけたらと思います。

以上になりますけれども、誰一人取り残さない社会を目指すということで、町長も公約に載せてありますけれども、これからもさらに女性目線で、住んでよかった山元町を目指してまいりたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）以上で5番渡邊千恵美君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は17時20分、5時20分、再開とします。

午後5時10分 休憩

午後5時20分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） 4番大和晴美君の質問を許します。大和晴美君、登壇願います。

4番（大和晴美君） はい、議長。4番大和晴美です。令和5年第2回山元町議会定例会において一般質問をいたします。

大綱1、空き家等対策について。

本町のあらゆる計画の基礎となる第6次総合計画の期間は令和元年度から10年度末となっており、今年度は中間地点となっています。計画当初に行った今後のまちづくりについての町民アンケートでは、快適に暮らせる移住環境が整備された町になってほしいという回答の割合が、一般町民、若者ともに40%と高くなっていました。

そして、基本計画の中に、移住定住や都市整備の項目の基本方向において、空き家所有者に適切な維持管理を働きかけることが明記されています。本町では、今年度において空き家等対策計画の策定に取り組むとして、当初予算に1,200万円の予算が示されました。

そこで、細目1、空き家等対策計画の策定及び法定協議会設置の進捗状況について伺います。

細目2、適切な管理が行われていない空き家等に関する対策が大きな問題であるが、町長はその対策をどう考えているか。

大綱2、AED（自動体外式除細動器）の利活用について。

AEDとは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態である心室細動になった心臓に対して、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器です。2004年より、医療従事者でない一般の方でも使用できるようになりました。病院や救急車はもちろん、駅、学校、公共施設、企業と、人が多く集まる場所に設置されています。

そこで、細目1、本町におけるAEDの配置状況と使用率について伺います。

細目2、本町におけるAEDの配置場所と使用方法の周知、啓発状況について伺います。

細目3、傷病者のプライバシーに配慮するために、パットを取り付けた後、傷病者の体を三角巾で覆うことができるように、配置しているAEDに三角巾を配置する考えはないか。

以上、大綱2件、細目5件です。

議長（岩佐哲也君） 町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君） はい、議長。大和晴美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、空き家対策についての1点目、空き家等対策計画の策定及び法定協議会設置の進捗状況についてですが、空き家等対策計画につきましては、当初予算にて計画策定に関する業務委託に要する経費をお認めいただき、年度開始早々に発注手続きを行い、業務委託契約を締結しております。その後、受託者との業務計画打合せ等を行い、現在、早期の現地確認調査実施に向け、空き家等候補の抽出作業に着手しております。

また、法定協議会については、空き家等のうち、周辺的生活環境等の保全上、放置することが不適切と認められる、いわゆる特定空き家等を指定するに当たり、専門家や地域住民の意見を聴取する場として、今後、現地調査の進捗状況等を踏まえながら、時期を逸することなく設置してまいりたいと考えております。

次に、2点目、適切な管理が行われていない空き家等に関する対策についてですが、

適切な管理が行われていない空き家等が増加することは、防災、衛生、景観などの観点から、住民の生活環境等に多大な影響を及ぼすものと認識しております。

その一方、空き家等は個人が所有する財産であることから、行政による対応が難しく、その対策が全国的に課題となっていることから、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法が施行され、一定の法整備が行われたものと理解しております。

このことから、本町におきましても、長期間にわたり適切な管理が行われず、除去等の対応が必要と思われる特定空家への対応は急務と考えており、空き家等対策計画を策定の上、法に基づく対応・対策に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、AEDの利活用についての1点目、AEDの設置状況と使用率についてですが、亘理地区行政事務組合に確認したところ、今年3月時点では、役場本庁舎をはじめとした町内の公共施設や企業等、43か所にAEDが設置されております。

また、使用率については、令和2年1月から先月までに救急隊が出動した際に、8件の使用事例があったと伺っております。

次に、2点目、AEDの設置場所と使用方法の周知、啓発状況についてですが、設置場所の周知については、施設ごとに設置場所に目立つように表示しているほか、亘理地区行政事務組合のホームページに、設置場所一覧と設置場所を示す地図を公開しております。

また、使用方法の周知については、亘理地区行政事務組合で毎月9日に救命講習会を開催しており、その講習会の周知についても、ホームページやラジオなどで周知に努めているところです。

町といたしましては、防災訓練等の機会を捉え、AEDの設置場所と使用方法の周知・啓発等に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、プライバシーに配慮し、AEDに三角巾を配置する考えはないかについてですが、プライバシーに配慮するために必要と再認識いたしましたので、特に町の公共施設については亘理地区行政事務組合と協議し、前向きに対応してまいります。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）4番大和晴美君の再質問を許します。

4番（大和晴美君）はい、議長。再質問をさせていただきます。

大綱1の空き家等対策についての（1）空き家等対策計画の策定及び法定協議会設置の進捗状況についてであります。宮城県の空き家等対策の現状についての資料によりますと、令和4年3月31日時点で、空き家等対策計画を策定済みの市町村は約半分でした。策定予定なしの市町村もある中で、本町が今年度、計画策定に着手したことは喜ばしいことだと思っております。未策定の市町の多くは、マンパワー不足が理由と回答しております。本町は空き家等対策計画支援業務委託計画を締結したわけですが、今後、マンパワー不足の心配はないでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今年計画したのはですね、マンパワー不足といいますか、そういうことも含めて、いろいろ考えてのスタートですので、この時点でマンパワー不足というのは懸念はしておりません。なので、このまま予定どおりですね、策定に向けて仕事を進めていけるといふふうに思っております。

4番（大和晴美君）はい、議長。空き家等対策計画とは、空家法に基づき策定するもので、計画策定により、個人等が所有する管理不十分な空き家に対し、空家法に基づく対応を行う

ことができるとあります。空き家等対策計画の策定及び法定協議会設置により、本町が現在抱えている空き家等の課題を解決できると考えていますでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その解決するためにも、早期にですね、つくろうというふうにして今年度から始めましたので、そのように思っています。

4番（大和晴美君）はい、議長。細目2のほうに移りますが、平成28年の調査では、山元町の特定空家候補というのは3件というふう聞いておりました。現在、町で特定空家候補と認識されているのは何件あるのか、教えていただきたいと思えます。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その件に関しましてはですね、担当課のほうから説明をさせていただきます。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。特定空家候補ということでございますが、前回調査で3件と。で、今現在につきましては、それはちょっとその後、調査をかけておりませんという状況でございますことから、早急に現地調査に入り、特定空家候補、こういったものを把握してまいりたいというふう考えております。

したがって、今の時点では特にこれと、まあちょっと、だろうというものがございまして、今の時点で特定空家候補と言えるものはないということが回答になります。以上です。

4番（大和晴美君）はい、議長。家の所有者が亡くなって、相続の関係で固定資産税の徴収が難しいケースというのがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります。死亡者があつた場合はこちらのほうで相続人の調査をかねて、そちらのほうに固定資産税等の請求を行っているところであります。以上です。

4番（大和晴美君）はい、議長。それでは、ただいまのお答えだったんですけども、実際にその税の徴収に苦労しているという例はあるのでしょうか。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。死亡者の場合はですね、相続の候補者が何人かいらっしゃる、その中からどなたが代表なのかを決定していただいて納税していただいているところなんですけども、通常の業務の中で苦労している部分については、やはりなかなか納税にに応じていただけない方とか、そういった部分での苦労があるところで、特に相続の方からという部分というよりは通常の部分での部分になるところで。

議長（岩佐哲也君）少し通告から外れていますので、税務のほうね。通告していませんので、以上にしてください。

4番（大和晴美君）はい、議長。すみません。適切な管理が行われていない空き家等があれば、草木は伸び放題で、近所の方は日当たりが悪くなった上に蜂や毛虫の害を受けて、また放火の心配をし、道路にはみ出す草木を見ては、交通安全も気になる日々を送ることとなります。これでは同じ町民として不公平感が生まれても仕方ありません。

町長がおっしゃる、誰もが安心安全に暮らし、誰一人として取り残さない、「町民が主人公のまち・山元町」のために、今年度は空き家等対策に本腰を入れて取り組むべきではないでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。大和議員のですね、おっしゃるとおりだと思います。その本腰を入れてやろうと思って、今年ですね、予算をお認めいただきましてスタートしたところですので、できるだけ早急にといたしますか、進めていきたいというふう考えております。

4番（大和晴美君）はい、議長。先日見ました河北新報によりますと、秋田県大仙市では、危険空き家の所有者に代わって解体を引き受ける町内会などに補助金を支給する取組などによって、解体件数が急増しているとありました。このような町内会などを巻き込むようなお考えはないか、お伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私もですね、その記事、気になって今日、この間ですね、携帯のほうに保存してきまして、やはり自治体のほうでだんだんですね、そのような形での支援をしないと、なかなかその対応ってできないのかなとも思うところもありました。

ただですね、先ほども言いましたように、我が町としては今年、まずできるだけ早い段階で何らかの形で進めていければとは思っていますが、今年またスタートしたばかりですので、まだ2か月しかたっておりませんので、この中で今早急にその対応をできるようにということで進めていますので、もうしばらくですね、見ていただければというふうに思っております。

4番（大和晴美君）はい、議長。やはり迷惑というか、そういうお悩みを持っている方々はやっぱり長年の間こう、待たされているという状況ですので、本当に早期な取組をお願いしたいというふうに思います。

それでは、大綱2のAEDの利活用について移らせていただきます。

細目1、本町におけるAEDの配置状況と使用率についてですが、先ほど、今年3月時点で43か所にAEDが設置されていると伺いました。亙理行政事務組合のホームページを見ますと、山下地区が29か所、坂元地区9か所、合わせて38か所ということで、ちょっと担当課のほうに確認しましたら、この数字に学校が入っていなかったということで伺いましたので私の疑問は解けましたけれども、学校を含めてということで、これからホームページのほうにも載せていただけるというお話でございました。

次に、この3年間で、救急隊出動の際の使用事例が8件あったということですが、この意味というのは、救急隊が来るまでにAEDが使用されたというふうにとってよろしいのでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。この件につきましても、ちょっと行政事務組合に確認いたしました。出動した際に、消防署の職員が実際使用した件数ということで報告いただいております。

4番（大和晴美君）はい、議長。私も、もしかしたらそうかなというふうに思いました。一般の人がAEDを実際に使用するっていうのは、なかなか、私も含めて勇気の要ることだというふうに思っております。

細目2ですが、亙理地区行政事務組合では、まとまった人数での講習を実施しています。私も数年前にグループで講習を受けたことがあります。公共施設にはほとんどAEDが設置されていますが、職員の方への講習は行っているのか、伺います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。特に今のところ計画はしておりませんが、大和議員が今おっしゃったとおり、ある程度的人数で申込みができるということがありましたので、今後、町役場として検討していきたいと考えます。以上でございます。

4番（大和晴美君）はい、議長。最後の質問項目に移ります。AEDの中に現在こういった附属備品がセットされているか、ご存じでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。申し訳ございません、私はですね、ちょっとAEDの器具をじっくり見たことがないので、私個人としては把握はしておりません。

あと、このAED自体は各施設ごとに設置しているものですから、その施設ごとで確認しているケースはあるかと思えます。

議長（岩佐哲也君）保健福祉課は把握しているかな。保健福祉課長は。子育て。何か関係あれば。答えられる、何か。中身についてというの。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。保育所及びこどもセンターに設置しておりますので、年に1回、AEDのほうの研修ということで行っております。中にはパットのみ入っております。以上です。

4番（大和晴美君）はい、議長。すみません、私も事前にですね、実際に現場に見に行けば、確認すればよかったんですが、AED本体に加えて、その場所によってはですね、はさみ、かみそり、手袋、人工呼吸用フェイスシールド、不織布などのレスキューセットを中に配備しているところというか、そういう自治体もあるそうでございます。

2019年5月31日のNHK、未来スイッチがネット記事を配信しました。内容は、スポーツ大会に参加していた44歳の女性が突然倒れ、駆けつけた男性がAEDの使用をためらって、その女性は心肺蘇生が遅れて重度の障害が残ってしまったものでございます。倒れた人が女性だと男性よりAEDが使われにくい、そんな調査結果を京都大学の研究グループがまとめたそうでございます。

そこで、ちゅうちょなくAEDを使用していただくために、町の管理する全AEDに肌を覆うことのできる三角巾を配置することの必要性は高いと考えますが、再度、町長の考えをお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今回ですね、大和議員のほうからこのようなご質問をいただくまで、私もちょっと気がつきませんでした。女性の方ですと、どうしてもAEDの場合ですと、胸を開いてパットをつけるということで、やはりちょっと見られたくないといえますかね、そういうこと、男と違いますので、男性と違いますので、これに関してはですね、本当に今回の質問で気づかせていただきましたので、できるだけ早急に配置をしたいというふうに考えております。

4番（大和晴美君）はい、議長。以上で私の一般質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）以上で4番大和晴美君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の会議は、明日6月7日水曜日午前10時開議であります。

お疲れさまでした。

午後5時45分 延 会
